

令和5年度  
地域間幹線系統確保維持計画書（案）

令和4年6月27日  
京都府生活交通対策地域協議会



地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱  
第7条及び第21条に係る記載事項

令和4年6月27日  
京都府生活交通対策地域協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和5年度地域間幹線系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>モータリゼーションの進展や人口減少、コロナウイルス感染症の拡大等の影響で、過疎地域を中心にバス交通の存続が危機に瀕している地域があり、当該地域において地域の特性や実情に応じた公共交通を確保・維持することを目的として当該事業を実施する。</p> <p>特に、地域と地域を結ぶ地域間幹線系統については、通学や通勤、通院、買い物等のための移動手段として、また、鉄道駅へのアクセス手段として、地域住民の日常生活に必要不可欠であり、当該バス系統が唯一の交通機関となっている丹後・中丹・南丹地域及び和東町域において、支援することが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>地域住民の人口が減少傾向にある状況下において、バス利用を促すとともに、乗降調査等を通して利用実態とニーズを把握し利便性を向上させることで、基準年度と比較し1%の収支率改善を図るとともに、利用者の移動目的に応じた利便性確保の観点から、地域の特性を踏まえ計画どおり運行することを目標とする。</p>
(2) 事業の効果
<p>地域間幹線系統を確保、維持することにより、自らの運転により移動することが困難な方が安心して通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送る事ができる。</p> <p>また、公共交通を確保、維持し整備することにより、地域外からの観光客の利用も見込める。</p>

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>1. より利便性の高い系統への見直し      事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通      対象系統：全系統      実施主体：事業者、京都府、沿線自治体      取組内容：社会情勢の変化に伴う通学や通院等に係る需要の変化や他の公共交通との接続環境に対応し、より利便性の高い系統への再編や運行ダイヤの変更等を検討する。</p> <p>2. 保育園児・小中学生・子育て世代・高齢者など、様々な世代を対象としたバスの乗り方教室の実施      事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通      対象系統：全系統      実施主体：事業者、京都府、沿線自治体      取組内容：学校や老人会、地域の催事等と連携しバスの乗り方教室を開催することで公共交通の役割や必要性を理解いただき、交通系ICカードの使い方やスロープ等の体験によりバスを利用する際の不安を払拭する等の啓発活動を実施し、バスを気兼ねなくご利用いただけるようにする。</p> <p>3. 需要喚起による利用促進      事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通      対象系統：全系統      実施主体：事業者、京都府、沿線自治体      取組内容：地域のイベントや広報誌等を活用し、バスの活用周知を図る。また、観光客や地元住民が利用できる企画乗車券の発行等を検討し、今までバスを利用してこなかった人達をターゲットに利用促進を図る。</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>表1のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>表2のとおり</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>奈良交通株式会社、京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都交通株式会社、丹後海陸交通株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法  <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>

<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>表4のとおり</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、自らの運転により移動することが困難な交通弱者が通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保、維持する必要がある。 なお、事業者においては、鉄道やその他バスとの乗り継ぎの快適性を考慮した運行ダイヤを設定し、系統の見直しや競合路線との調整を行い利便性の向上を図るとともに、事業者・京都府・沿線自治体が一丸となり補助対象期間中に3.に記載の取組を実施し、基準年度と比較し1%の収支率改善を図る。</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。</p>

<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで新しい車両を導入し、安全性を向上させる。</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>新しい車両を導入することにより車内環境が改善されるとともに、ノンステップバスを導入することでバリアフリー化が促進され利便性の向上が図られる。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>表6、表7のとおり</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>令和3年11月10日（水）、12日（金）、16日（火）  生産性向上の取組に係るワーキンググループ会議を開催  （生産性向上の取組実績等について協議）</p> <p>令和4年2月3日（木）  京都府生活交通対策地域協議会 各ブロック協議会 書面協議を開催  （令和3年度地域間幹線系統確保維持事業の事業評価について協議）</p> <p>令和4年5月25日（水）、26日（木）  地域間幹線系統確保維持計画に係るワーキンググループ会議を開催  （生産性向上の取組に係る取組内容や実施主体等について協議）</p> <p>令和4年6月27日（月）  京都府生活交通対策地域協議会  （地域間幹線系統確保維持計画について協議）</p>

## 18. 利用者等の意見の反映状況

以下の利用者代表の方にヒアリングにて頂戴した意見を踏まえた計画を策定。

- ①福知山市役所三和支所 井上支所長 令和4年5月27日(金) 9:25~10:25
- ②神吉三区代表区長下区 橋本区長 令和4年6月3日(金) 16:15~17:15

### 【主な意見】

#### (①について)

西日本ジェイアールバス株式会社が運行する園福線は、一部の学生や高齢者にとって、福知山市街に出るための唯一の交通手段であり、幹線交通としての役割を果たしている。一方で、便数の少なさ、運賃の高さなどが原因で、バスを不便に感じ、高齢者の免許返納が進まないといった問題もあるため、バスの不便さを解消するような取組が今後必要である。

#### (②について)

京阪京都交通株式会社が運行する原・神吉線は、神吉区の通院、食料調達目的の高齢者や、通学利用の中学生が定期的に利用しており、幹線交通として欠かせない路線となっている。一方で、子供が一人で利用するには、便数が限られており、不便な部分が多いため、この問題を解消するような取組が必要である。

#### (①及び②について)

いずれの地域においても、一定数の定期的な利用者がある一方で、多くの方は、自家用車との便利さの比較によって、ほとんど自家用車を利用しているのが現状である。高齢者の事故リスクの増加や、親世代の送迎の負担の増大などの問題を考えると、公共交通の維持、整備は重要な課題であるため、京都府、沿線自治体、事業者の連携のもと、利用促進に向けた取組を今後さらに行っていく必要があると考える。

## 19. 協議会メンバーの構成員

- ・ 京都府建設交通部長
- ・ 国土交通省近畿運輸局自動車交通部長
- ・ 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長
- ・ 京都府市長会 経済部会長
- ・ 京都府町村会 行財政部会長
- ・ 広域行政圏の協議会会長等
- ・ 京都府広域振興局長
- ・ 一般社団法人 京都府バス協会長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R5年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都府	奈良交通株式会社	(1) 和東木津線	5,417.0	
		小計	5,417	
	京阪京都交通株式会社	(2) 八田線1	9,065.0	
		(3) 神吉線1	0.0	
		(4) 原・神吉線1	2,308.5	
		小計	11,373	
	西日本ジェイアールバス株式会社	(5) 園福線(檢山～園部)	3,527.5	
		(6) 園福線(福知山～檢山)	2,340.5	
		(7) 高雄・京北線(京都～嵐山)	18,431.5	
		小計	24,299	
	京都交通株式会社	(8) 高浜線1	1,248.5	
		(9) 大江線1	2,299.0	
		(10) 福知山線1	4,051.0	
		(11) 夜久野線1	1,756.5	
		小計	9,355	
	丹後海陸交通株式会社	(12) 伊根線	5,746.0	
		(13) 蒲入線2	15,621.5	
		(14) 与謝線2	3,418.5	
		(15) 峰山線3	2,487.5	
		(16) 海岸線2	8,047.5	
(17) 間人循環線		10,274.0		
(18) 久美浜線		5,302.5		
(19) 丹後峰山線		6,002.0		
小計		56,899		
合 計			107,343	

注) 令和6年度、令和7年度については、令和5年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持等に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間移動系統用)

令和5年度

事業者名		奈良交通株式会社				
1. 申請事業者の概況						
補助対象期間の 約々年度(基準年度等) の概況	営業収益	6,344,396 千円	営業外収益	398,810 千円	経常収益(D)	6,743,206 千円
	営業費用	8,237,235 千円	営業外費用	51,865 千円	経常費用(E)	8,289,100 千円
	営業損益	△2,892,839 千円	営業外損益	346,925 千円	経常損益	△2,545,914 千円
補助対象期間の 営業走行キロ(H)	1a			経常収支率	79.61 %	
		17,497,381.8				

基準期間の前年度の 概況		前年度		本年度		
補助対象期間の 約々年度(基準年度等) の概況	営業収益	6,876,149 千円	営業外収益	236,787 千円	経常収益(D)	7,112,936 千円
	営業費用	9,671,854 千円	営業外費用	71,835 千円	経常費用(E)	9,743,689 千円
	営業損益	△2,795,705 千円	営業外損益	164,952 千円	経常損益	△2,630,753 千円
基準期間の前年度の 営業走行キロ(H)	1a			経常収支率	73.49 %	
		18,559,561.8				

基準期間の前々年度の 概況		前々年度		本年度		
補助対象期間の 約々年度(基準年度等) の概況	営業収益	8,741,223 千円	営業外収益	71,579 千円	経常収益(D)	8,812,802 千円
	営業費用	10,171,708 千円	営業外費用	46,450 千円	経常費用(E)	10,218,158 千円
	営業損益	△1,430,485 千円	営業外損益	25,129 千円	経常損益	△1,405,356 千円
基準期間の前々年度の 営業走行キロ(H)	1a			経常収支率	86.22 %	
		19,835,953.7				

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年度における営業走行キロ(引当費用等)

補助プログラム名	補助対象事業者の営業走行キロ 及び経常費用 (基準期間の前年度) D <sup>1</sup> +E <sup>1</sup> +a <sup>1</sup>	補助対象事業者の営業走行キロ 及び経常費用 (基準期間の前年度) D <sup>2</sup> +E <sup>2</sup> +a <sup>2</sup>	補助対象事業者の営業走行キロ 及び経常費用 (基準期間の前年度) D <sup>3</sup> +E <sup>3</sup> +a <sup>3</sup>
京阪神	529万.00km	523万.86km	499万.87km

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プログラム名	補助対象事業者の営業走行キロ 及び経常費用 (a <sup>1</sup> +e <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup>	地域間移動 標準経常費用 a <sup>2</sup>	キロ当たり経常費用 a <sup>2</sup> ×H <sup>1</sup> /D <sup>1</sup> (a <sup>2</sup> ×H <sup>1</sup> )	キロ当たり経常収益 D <sup>1</sup> /D <sup>1</sup> (D <sup>1</sup> )
京阪神	811円.57/km	548円.38/km	511円.57/km	391円.09/km

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プログラム名	申請事業者	補助対象期間	運行系統	計画運行回数	計画運行回数 (1) D <sup>1</sup> +D <sup>2</sup> +D <sup>3</sup>	計画運行回数 (2) D <sup>1</sup> +D <sup>2</sup> +D <sup>3</sup>	営業走行キロ a <sup>1</sup>	地域公共交通確保維持等に要する費用 a <sup>2</sup>	a <sup>2</sup> ×H <sup>1</sup> a <sup>2</sup> ×D <sup>1</sup>	補助プログラム内 キロ当たり経常費用 a <sup>2</sup> /D <sup>1</sup>	同一補助プログラム キロ当たり経常費用 a <sup>2</sup> /D <sup>1</sup>	補助対象事業者の 経常収益 D <sup>1</sup>	地域間移動の 経常収益 D <sup>2</sup>	補助対象事業者の 経常収益 D <sup>3</sup>	補助対象事業者の 経常収益 D <sup>1</sup> +D <sup>2</sup> +D <sup>3</sup>				
																			経常費用 a <sup>1</sup>
京阪神	第1号	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線	和歌山線
合計		1系統																	

補助プログラム名	申請事業者	補助対象期間	補助対象事業者の営業走行キロ 及び経常費用 (a <sup>1</sup> +e <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup>	地域間移動 標準経常費用 a <sup>2</sup>	a <sup>2</sup> ×H <sup>1</sup> a <sup>2</sup> ×D <sup>1</sup>	補助対象事業者のキロ当たり経常収益						補助対象事業者の 経常収益 D <sup>1</sup> +D <sup>2</sup> +D <sup>3</sup>						
						基準期間の前々年度	基準期間の前年度	基準期間	経常収益	営業走行キロ	補助対象事業者の 営業走行キロ 及び経常費用 (a <sup>1</sup> +e <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup>					経常収益	営業走行キロ	補助対象事業者の 営業走行キロ 及び経常費用 (a <sup>1</sup> +e <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup>
京阪神	第1号		118,218.8 km	548円.38/km	174円.38/km	23,437,864 円	151,918.6 km	154円.47/km	28,148,206 円	150,353.2 km	189円.22/km	28,391,186 円	116,129.6 km	131円.55/km	28,148,173 円	19,399,165 円	34,127,837 円	34,127,837 円
合計			118,218.8 km	548円.38/km	174円.38/km	23,437,864 円	151,918.6 km	154円.47/km	28,148,206 円	150,353.2 km	189円.22/km	28,391,186 円	116,129.6 km	131円.55/km	28,148,173 円	19,399,165 円	34,127,837 円	34,127,837 円

補助プログラム名	申請事業者	補助対象期間	計画運行回数	計画運行回数 D <sup>1</sup> +D <sup>2</sup> +D <sup>3</sup>	経常費用から 経常収益を控除 した額	D <sup>1</sup> +D <sup>2</sup> +D <sup>3</sup>	その負担者とその負担割合						D <sup>1</sup> +D <sup>2</sup> +D <sup>3</sup>		
							京阪神		奈良交通		その他			事業者負担割合	
経常費用	経常収益	経常費用	経常収益	経常費用	経常収益	経常費用	経常収益	経常費用	経常収益	経常費用	経常収益	経常費用	経常収益	経常費用	経常収益
京阪神	第1号	34,127,837 円	16,834,233 円	16,834 千円	5,417.8 千円	19,399,165 円	13,892,165 円	5,417,000 円	12.3 %	36,555,165 円	87.7 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %
合計		34,127,837 円	16,834,233 円	16,834 千円	5,417.8 千円	19,399,165 円	13,892,165 円	5,417,000 円	12.3 %	36,555,165 円	87.7 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %





補助プロジェクト名	種別	種別番号	補助プロジェクトの事業内容	計画事業の進捗状況	補助対象事業費の算定額	補助対象系統のキロ当たり経常収益															
						基準期間の前々年度						基準期間の前年度						補助対象系統の経常収益	補助対象事業費のうち経常収益を控除した額	補助対象経費の削減額	キロ当たりの削減率
						経常収益	営業走行キロ	補助対象系統の営業走行キロ当たり経常収益	経常収益	営業走行キロ	補助対象系統の営業走行キロ当たり経常収益	経常収益	営業走行キロ	補助対象系統の営業走行キロ当たり経常収益	経常収益	営業走行キロ	補助対象系統の営業走行キロ当たり経常収益				
京阪神	1	47,500	180,120.0 km	74,939,600 円	184円81銭	33,581,751 円	184,722.7 km	177円00銭	33,581,412 円	188,746.2 km	177円95銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	35,079,042 円	39,860,558 円	33,722,820 円	33,722,820 円			
京阪神	2	20,225	40,332.5 km	15,897,861 円	127円21銭	7,978,450 円	40,515.6 km	198円92銭	4,228,179 円	40,926.9 km	104円00銭	3,262,333 円	40,423.5 km	80円71銭	5,130,698 円	10,767,163 円	7,154,037 円	7,154,037 円			
京阪神	3	34,831	39,055.0 km	15,394,309 円	143円98銭	7,896,026 円	38,874.8 km	202円59銭	4,129,458 円	39,088.8 km	105円84銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	5,623,139 円	9,771,170 円	6,827,439 円	6,827,439 円			
北近畿	1	52,500	190,120.0 km	74,939,600 円	184円81銭	33,581,751 円	184,722.7 km	177円00銭	33,581,412 円	188,746.2 km	177円95銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	35,079,042 円	39,860,558 円	33,722,820 円	33,722,820 円			
北近畿	2	79,674	40,332.5 km	15,897,861 円	127円21銭	7,978,450 円	40,515.6 km	198円92銭	4,228,179 円	40,926.9 km	104円00銭	3,262,333 円	40,423.5 km	80円71銭	5,130,698 円	10,767,163 円	7,154,037 円	7,154,037 円			
北近畿	3	65,168	39,055.0 km	15,394,309 円	143円98銭	7,896,026 円	38,874.8 km	202円59銭	4,129,458 円	39,088.8 km	105円84銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	5,623,139 円	9,771,170 円	6,827,439 円	6,827,439 円			
合計			539,015.0 km	212,483,540 円		98,912,474 円	539,425.0 km		83,884,098 円	536,922.0 km		91,568,580 円	538,439.8 km		91,885,758 円	120,797,782 円	95,808,592 円	95,808,592 円			

補助プロジェクト名	種別	種別番号	補助プロジェクトの事業内容	計画事業の進捗状況	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	経費率	経常費用から経常収益を控除した額	経常収益から経常費用を控除した額	この負担者とその負担割合								
										都道府県		市町村		その他の業		事業者自己負担		「その他の業」の負担割合
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1	16,018,339 円	16,018,339 円	8,812,010 円	8,812 千円	4,396.0 千円	38,860,558 円	30,785,558 円	4,398,000 円	29.44%	10,321,425 円	70.56%	0 円	485 円	0.00%			
京阪神	2	1,454,958 円	1,454,958 円	0 円	0 千円	0 千円	10,767,163 円	10,767,163 円	0 円	0.00%	2,189,267 円	100.00%	0 円	58 円	0.00%			
京阪神	3	2,412,896 円	2,412,896 円	1,608,587 円	1,608 千円	804.0 千円	8,771,170 円	7,462,670 円	804,000 円	30.83%	1,794,459 円	69.04%	0 円	823 円	0.03%			
北近畿	1	17,704,480 円	17,704,480 円	8,518,537 円	8,518 千円	4,759.0 千円	38,860,558 円	30,785,558 円	4,759,000 円	29.44%	11,407,312 円	70.56%	0 円	1,356 円	0.01%			
北近畿	2	5,699,907 円	5,699,907 円	0 円	0 千円	0 千円	10,767,163 円	10,767,163 円	0 円	0.00%	9,577,722 円	99.99%	0 円	1,016 円	0.01%			
北近畿	3	4,514,473 円	4,514,473 円	2,609,849 円	2,609 千円	1,504.5 千円	8,771,170 円	7,462,670 円	1,804,500 円	30.84%	3,352,202 円	69.03%	0 円	1,646 円	0.03%			
合計		47,804,153 円	47,804,153 円	22,748,792 円	22,747 千円	11,372.0 千円	120,797,782 円	98,050,782 円	11,372,000 円		37,646,527 円		5,264 円					

注：①「経常収益」は「経常収益」から「経常費用」を控除した額を指す。

注：②「経常費用」は「経常費用」から「経常収益」を控除した額を指す。

(1) 記載事項

1. 路線バス事業の収益、営業走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者においては、補助対象期間の決算を行い、その決算状況（千円未満の端数は切り捨て）を提出し、提出した額に調整すること。
3. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の路線バス事業と他の事業を兼営している場合は、経常収益及び費用の区分は、昭和52年5月17日付け自第333号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税法第3条を適用した額を記載すること。
5. 「補助プロジェクト名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり経常経常費用は、補助プロジェクトを管理する地方運輸局等に通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一意番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトにまたがる場合は、その比率に同じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特別措置」の欄は、地域公共交通推進政策実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成20年8月23日改正規則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱第2編第2章第2節に記載する場合には「3」を記載すること。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全年度における計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日限り計画運行回数又は平日1日限り計画運行回数のいずれかを記載すること。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通推進政策を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との結合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロジェクト内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロジェクトが異なる都道府県外乗入部分については「別」に記載すること。
12. 「他路線との結合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との結合区間の合計が50%以上の生活交通路線であり、当該系統区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助プロジェクト内区間（系統キロ程（予）-補助プロジェクト外乗入部分のキロ程（リ）-同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキロ程（別））に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助プロジェクト外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「予のうち補助プロジェクト外乗入部分及び同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通推進政策を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との結合部分」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、算出第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
15. 「計画営業走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「営業走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（商数切り捨て）をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ツ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること（千円未満の端数は切り捨てること）。
18. 「補助対象系統の営業走行キロ当たり経常収益」の欄の「予」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、経常収益で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の長短の1/2に相当する額と標準的割合等が算出する標準収益の算定額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前年度のいずれかの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「経常収益」の欄は、系統ごとに百万円単位（0.5万円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じもしくは同じに近い運行回数により変更がない場合については、その旨を記載することで見るとする。（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 各自・後日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る経常収益等報告書（補助金交付要綱第2編第2章第2節の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに附随する必要な事項を記載した書類(附属書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び附属書類。ただし、過去に生活交通推進政策実施計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1-5の運行系統別経常収益及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るもの）に係るもの、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通推進政策実施計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通推進政策実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通推進政策実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに特別措置を受けようとする系統の再掲の原簿

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和5年度

事業名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 約々年度(基準期間)の 損益状況	東急バス事業				
	営業収益	営業外収益	経常収益(-)	経常費用(D)	経常損益
1,812,602.8	580,864千円	17,777千円	598,241千円	1,116,123千円	△ 534,259千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(D)	経常損益	経常収支率
	1,116,123千円	1,380千円	1,116,513千円	△ 534,259千円	53.58%
	△ 534,259千円	営業外損益	経常損益	△ 534,259千円	
	15,597千円	△ 534,259千円	△ 534,259千円		

  

基準期間の前年度の 損益状況	東急バス事業				
	営業収益	営業外収益	経常収益(-)	経常費用(D)	経常損益
1,810,262.7	569,330千円	1,294千円	575,624千円	1,105,859千円	△ 535,817千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(D)	経常損益	経常収支率
	1,105,247千円	612千円	1,105,859千円	△ 535,817千円	51.60%
	△ 535,817千円	営業外損益	経常損益	△ 535,817千円	
	682千円	682千円	△ 535,817千円		

  

基準期間の前々年度の 損益状況	東急バス事業				
	営業収益	営業外収益	経常収益(-)	経常費用(D)	経常損益
1,974,614.0	756,851千円	648千円	757,319千円	1,026,446千円	△ 269,795千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(D)	経常損益	経常収支率
	1,026,446千円	334千円	1,026,783千円	△ 269,795千円	70.26%
	△ 269,795千円	営業外損益	経常損益	△ 269,795千円	
	334千円	334千円	△ 269,795千円		

(補助対象事業者の「基準期間」とを異時点とする区間(「過去3期間」)における事業実行キロ毎の経常費用)

補助ブロック名	補助対象事業者の事業実行キロ毎の経常費用 (基準期間の前々年度) ①'×①''÷①	補助対象事業者の事業実行キロ毎の経常費用 (基準期間の前年度) ②'×②''÷②	補助対象事業者の事業実行キロ毎の経常費用 (基準期間) ③'×③''÷③
北近畿	523円.10銭	575円.86銭	580円.76銭
京阪神	523円.10銭	575円.86銭	580円.76銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度(補助対象期間)をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の事業実行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷(3×③)	地域キロ当たり経常費用 (a)	キロ当たり経常費用 (二乗の1/3)×(a+b+c)÷③	キロ当たり経常収益 (イ+ハ+ト)
北近畿	520円.80銭	480円.54銭	480円.54銭	211円.17銭
京阪神	520円.80銭	546円.36銭	546円.36銭	311円.17銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請事業者	運行系統	計画運行日数	計画運行回数	計画運行距離	系統キロ数	地域キロ数	系統キロ当たり経常費用(円)			補助対象事業者の負担割合(%)	同一補助ブロック内 申請事業者の負担割合(%)	同一補助ブロック内 申請事業者の負担割合(%)
								③'×③''÷③	②'×②''÷②	①'×①''÷①			
北近畿	1	阿部山線	365	日	172km	172km	172km	172km	172km	172km	100%	100%	
					172km		172km	172km	172km	172km	172km	172km	172km
北近畿	2	阿部山線	365	日	243km	243km	243km	243km	243km	243km	100%	100%	
					243km		243km	243km	243km	243km	243km	243km	243km
京阪神	3	阿部山線	365	日	222km	222km	222km	222km	222km	222km	100%	100%	
					222km		222km	222km	222km	222km	222km	222km	222km
合計	系統												



事業者名	京都交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	142,766 千円	営業外収益	32,059 千円	経常収益(イ)	174,825 千円
	営業費用	331,926 千円	営業外費用	235 千円	経常費用(ロ)	332,161 千円
	営業損益	△ 189,160 千円	営業外損益	31,824 千円	経常損益	△ 157,336 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,064,069.6 km				経常収支率	52.63 %

基準期間の 前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	146,978 千円	営業外収益	11,155 千円	経常収益(イ)	158,133 千円
	営業費用	342,700 千円	営業外費用	604 千円	経常費用(ロ)	343,304 千円
	営業損益	△ 195,722 千円	営業外損益	10,551 千円	経常損益	△ 185,171 千円
基準期間の 前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,064,762.5 km				経常収支率	46.08 %

基準期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	170,648 千円	営業外収益	4,087 千円	経常収益(イ)	174,735 千円
	営業費用	307,023 千円	営業外費用	313 千円	経常費用(ロ)	307,336 千円
	営業損益	△ 136,375 千円	営業外損益	3,774 千円	経常損益	△ 132,601 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,061,228.0 km				経常収支率	56.85 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	289 円 60 銭	322 円 42 銭	312 円 16 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (a+b+c)÷3=c	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハト
北近畿	308 円 6 銭	409 円 54 銭	308 円 6 銭	164 円 29 銭
北陸	308 円 6 銭	421 円 21 銭	308 円 6 銭	164 円 29 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数	計画乗客密度	計画乗客	系統キロ程		地域公共交通路線事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通路線事業を実施する区域におけるキロ程との比較	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分のキロ程の比率
				起点	乗車箇所	終点					往 km	復 km							
北近畿	北近畿第1号	無	高浜線1	東舞鶴駅前	高浜駅前	365日	1,705 (4.6)	3.3	15.1 人	往16.7km 復16.7km	(平均) 16.7km	往 km 復 km	%	往8.6km 復8.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	48.502%	
	北近畿第2号	無	大江線1	西舞鶴駅前	大江駅前	365日	1,585 (4.3)	2.7	11.6 人	往23.6km 復23.6km	23.6km	往 km 復 km	%	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	100.000%	
	北近畿第3号	無	福知山線1	市尾駅前	嵯峨駅前	365日	2,925 (8.0)	3.8	30.4 人	往15.2km 復15.2km	15.2km	往 km 復 km	%	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	100.000%	
	北近畿第4号	無	淡久野線1	福知山駅前	淡久野駅前	365日	1,400 (3.8)	2.7	10.2 人	往17.2km 復17.2km	17.2km	往 km 復 km	%	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	100.000%	
合計			系統							往72.7km 復72.7km	72.7km	往 km 復 km	%	往8.6km 復8.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	%		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック部運賃乗入部分以外のキロ程の比率 (ア×100)÷(ア+イ)	計画事業走行キロ	補助対象経常費用の算出額 ヘ×以下 の額(力)	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×以下 の額(ロ)	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ×以下 の額(ハ)	補助対象経費の限度額 カ×9/20=シ の額(ニ)	ク又はレのうちいずれか少ないほうの額(ホ)	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	事業走行 キロ マ	補助対象系統の乗入部分のキロ当たり経常収益 ワ×マ÷ヤ	経常収益 ヤ	事業走行 キロ マ	補助対象系統の乗入部分のキロ当たり経常収益 ワ×マ÷ヤ	経常収益 ヤ	事業走行 キロ マ	補助対象系統の乗入部分のキロ当たり経常収益 ワ×マ÷ヤ					
北近畿第1号	無	無	48.502%	56,947.0 km	17,543,092円	159円36銭	8,053,820円	26,818.25km	141円74銭	8,491,210円	26,979.46km	149円02銭	10,684,594円	26,912.66km	187円38銭	9,076,212円	6,466,880円	7,894,391円	7,894,391円
北近畿第2号	無	無	100.000%	74,812.0 km	23,046,584円	175円90銭	12,577,341円	24,434.46km	168円97銭	12,595,451円	24,593.46km	182円26銭	12,186,732円	24,717.66km	176円48銭	13,159,430円	9,887,154円	10,370,962円	9,887,154円
北近畿第3号	無	無	100.000%	68,920.0 km	27,392,695円	186円57銭	17,343,541円	28,555.16km	196円30銭	15,341,314円	28,741.26km	172円87銭	16,947,817円	28,828.86km	190円26銭	16,589,804円	10,802,891円	12,328,712円	10,802,891円
北近畿第4号	無	無	100.000%	48,160.0 km	14,836,169円	149円43銭	7,540,949円	47,942.56km	157円29銭	6,936,230円	46,200.06km	143円69銭	7,083,275円	48,142.86km	147円13銭	7,198,548円	7,639,621円	6,676,276円	6,676,276円
合計				268,839.0 km	82,818,540円	円 銭	45,535,437円	247,792.26km	円 銭	44,284,907円	248,317.26km	円 銭	47,842,253円	248,602.86km	円 銭	46,021,904円	36,796,546円	37,268,341円	35,260,712円

補助ブロック名	申請番号	地域別経常収益の算出方法	ソ×以下 の額(イ)	ソ×以下 の額(ロ)	ソ×以下 の額(ハ)	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ニ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ロ=ウ	ウの負担額とその負担割合								「その他の者」の負担割合		
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担				
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北近畿第1号	無	無	3,828,937円	3,828,937円	2,497,132円	2,497千円	1,248.5千円	0,466,880円	7,218,360円	1,628,500円	17.30%	1,628,000円	1,628,000円	22.29%	4,358,000円	60.37%	2,880円	0.04%	その他の者の額は北近畿ブロックのデータになります。	
北近畿第2号	無	無	9,887,154円	9,887,154円	4,598,674円	4,598千円	2,299.千円	9,887,154円	7,588,154円	2,299,000円	30.30%	3,288,000円	3,182,000円	2,107,000円	69.70%	154円	0.00%			
北近畿第3号	無	無	10,802,891円	10,802,891円	8,102,164円	8,102千円	4,051.千円	10,802,891円	6,751,891円	4,051,000円	60.00%	2,700,000円	2,700,000円	39.99%			891円	0.01%		
北近畿第4号	無	無	6,676,276円	6,676,276円	3,513,829円	3,513千円	1,756.5千円	7,639,621円	5,883,121円	1,756,500円	29.86%	4,126,000円	4,126,000円	70.13%			621円	0.01%		
合計			31,195,258円	31,195,258円	18,711,809円	18,710千円	9,355千円	36,796,546円	27,441,546円	9,355,000円	34.09%	13,314,000円	4,791,000円	8,933,000円	50.01%	4,358,000円	15.88%	4,546円	0.02%	

※当県減少額については、京都府域内申請及び都府県外の国庫申請額を併せて控除しています。

- (1) 記載事項
1. 乗入バス事業の収益、事業走行キロについては、基準(イ)及び定期観光バス(イ)を除き、費用については、基準(イ)及び定期観光バス(イ)並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2条第1項第3号に係る経常費用を指すこと。
  2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違する事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況簿に記載すること。
  3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗入バス事業と他の事業を兼営している場合は、経常収益及び費用の配分は、昭和52年5月7日付け自第338号、自然第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要すること。
  4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の経常収益」の項、「基準期間の前年度の経常収益」の項、「基準期間の前年度の経常収益」の項は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
  5. 「補助ブロック名」の項は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
  6. 地域別経常収益の算出方法は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
  7. 申請番号は、事業ごとに、系統ごとに一連番号とする。なお、同一系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ便宜な番号を付する。
  8. 「特別措置」の項は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は「1」を、平成29年8月2日付国土交通省令第22号の規定に該当する場合は「2」を、補助金交付要綱第8条、5. 特殊な場合に該当する場合は「3」を記載すること。
  9. 「計画運行回数」の項は、補助対象期間中の全年度における計画運行回数を記載する。また、カッコ内には「1」日当たり計画運行回数又は平日日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
  10. 「系統走行キロ」の項、「地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は「1」を、平成29年8月2日付国土交通省令第22号の規定に該当する場合は「2」を、補助金交付要綱第8条、5. 特殊な場合に該当する場合は「3」を記載すること。また、平均値の合計の項については、同一系統の平均値ではなく、各系統の合計の平均値を記載すること。
  11. 「同一補助ブロック部運賃乗入部分のキロ程」の項は、同一補助ブロック内における部運賃乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる部運賃乗入部分(イ)に記載すること。
  12. 「他補助ブロックとの割合」に係るキロ程とは、他の運行系統との割合区間の合計が50%以上の生活交通路線である、当該割合区間の経路が「1」日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(高規格キロ程(イ)同一補助ブロック部運賃乗入部分のキロ程(ロ))に係るキロ程を記載すること。
  13. 「補助ブロック部運賃乗入部分及び部運賃乗入部分以外のキロ程の比率」の項、「ワ」のうち補助ブロック部運賃乗入部分及び同一補助ブロック部運賃乗入部分以外に係るもの(イ)又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
  14. 「系統走行キロと地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は「1」を、平成29年8月2日付国土交通省令第22号の規定に該当する場合は「2」を、補助金交付要綱第8条、5. 特殊な場合に該当する場合は「3」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して算出した(イ)の比率を算出して算出した金額を記載すること。また、「特別措置」の項に「2」を記載した系統については、「(ツ)」の金額を記載する(平均値の項は切り捨てること)。
  15. 「補助対象系統の事業走行キロ当たり経常収益」の項(イ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の算出額を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象系統費用の算出額の1/10に相当する額と基準期間前年度(イ)の算出額を平均して算出した金額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の算出額を平均して算出した金額を記載すること。
  16. 「計画額」の項は、系統ごとに計画単位(0.5千円)で記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  17. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
  18. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が何(イ)は項目の違いによる運行回数及び変更がない場合については、その旨を記載する事とする。
- (記載例)令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、主日・日曜による運行回数等の違いを記載、変更がない場合は)

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る等自動車運送事業等報告書第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2条第1項第3号に係る経常費用を指す)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)を、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通再編実施計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-1の「運行系統別経常収益及び平均乗車運賃算定書(補助対象系統に係るものに限る)」並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5、ただし、過去に生活交通再編実施計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特別を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和5年度

事業者名	内陸海陸交通株式会社
------	------------

## 1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	集合バス事業				
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)	経常収益(ハ)
	82,498千円	2,792千円	85,290千円	412,313千円	△329,222千円
補助対象期間の 前々年度の 営業走行キロ(km)	営業費用	営業外費用	経常費用(イ)	経常費用(ロ)	経常費用(ハ)
	429,108千円	3,428千円	432,536千円	412,313千円	△329,222千円
	△328,609千円	△813千円	△329,422千円	△329,222千円	26.19%
1,302,908.2					

基準期間の前年度の 損益状況	集合バス事業				
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)	経常収益(ハ)
	92,117千円	1,364千円	93,481千円	449,439千円	△334,445千円
基準期間の前年度の 営業走行キロ(km)	営業費用	営業外費用	経常費用(イ)	経常費用(ロ)	経常費用(ハ)
	448,194千円	1,232千円	449,426千円	449,439千円	△334,445千円
	△355,077千円	632千円	△354,445千円	△354,445千円	21.13%
1,358,199.8					

基準期間の前々年度の 損益状況	集合バス事業				
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)	経常収益(ハ)
	142,044千円	1,670千円	143,714千円	470,971千円	△327,257千円
基準期間の前々年度の 営業走行キロ(km)	営業費用	営業外費用	経常費用(イ)	経常費用(ロ)	経常費用(ハ)
	488,068千円	2,803千円	490,871千円	470,971千円	△327,257千円
	△346,024千円	△1,233千円	△347,257千円	△327,257千円	30.51%
1,644,429.8					

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ×ハ/イ×km	補助対象事業者の営業走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ×ハ/イ×km	補助対象事業者の営業走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ×ハ/イ×km
北近畿	268円40銭	323円74銭	316円66銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

## 2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行 キロ当たり経常費用 (イ+ロ)/イ×km	地域をキロ当たり 確保経常費用 率	キロ当たり経常費用 ニとのいずれか少ない値 率	キロ当たり経常収益 イ×ハ/イ
北近畿	306円.01銭	408円.54銭	308円.01銭	63円92銭

## 3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			運行経路日数 ( )	計画平均乗車密度 ①=客数/日	計画乗客数 ②=①×③	系統キロ数 キ	地域公共交通確保事業を 実施する区域におけるキロ 数	系統キロと地域公共交通確保 事業を実施する区域におけるキ ロ数の比率	補助ブロック内 乗入割合のキ/リ	同一補助ブロック 内乗入割合のキ/リ	地域間との割合 リ/ル	補助ブロック内 乗入割合のキ/リ (キ+リ+ル) ×100%
			別表	支那 経由地	特約										
北 近 畿	第1号		伊豆線	230.0km	270.0km	365日	230.0km	2.4	15.3km	31.2km	100%	100%	100%	100%	100%
	第2号		深川線	230.0km	270.0km	365日	270.0km	4.5	31.5km	48.4km	100%	100%	100%	100%	100%
	第3号		本庄線	230.0km	270.0km	365日	270.0km	2.4	16.5km	22.5km	100%	100%	100%	100%	100%
	第4号		山田線	230.0km	270.0km	365日	270.0km	2.4	15.3km	16.8km	100%	100%	100%	100%	100%
	第5号		東海線	230.0km	270.0km	365日	270.0km	3.5	22.4km	28.2km	100%	100%	100%	100%	100%
	第6号		大井線	230.0km	270.0km	365日	270.0km	4.2	27.7km	28.8km	100%	100%	100%	100%	100%
	第7号		大井線	230.0km	270.0km	365日	270.0km	3.8	20.1km	29.0km	100%	100%	100%	100%	100%
	第8号		丹波線	230.0km	270.0km	365日	270.0km	3.5	16.1km	28.8km	100%	100%	100%	100%	100%
合計			系統												

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック内乗入 割合及び同一補助 ブロック内乗入割合のキ/リ (キ+リ)/キ+ル	補助対象事業者の 営業走行キロ km	補助対象事業者の 経常費用 円	補助対象事業者の 営業走行キロ km	補助対象事業者の 経常費用 円	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象事業者の 経常収益 円	補助対象事業者の 経常費用 円	補助対象事業者の 経常収益 円	補助対象事業者の 経常費用 円			
								基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
								経常収益 円	営業走行 キロ km	補助対象事業者の 営業走行キロ 当たり経常費用 円×km	経常収益 円	営業走行 キロ km	補助対象事業者の 営業走行キロ 当たり経常費用 円×km					経常収益 円	営業走行 キロ km	補助対象事業者の 営業走行キロ 当たり経常費用 円×km
北 近 畿	第1号		178,385.2	34,000,373	79円.30銭	18,541,012	1,008.0	108円.23銭	17,392,600	1,020.0	170円.71銭	8,602,705	1,034.8	12,985,741	46,499,218	24,818,427	24,516,437			
	第2号		242,216.0	81,001,144	82円.16銭	17,841,377	1,014.8	108円.31銭	15,152,898	1,043.8	82円.32銭	12,179,201	1,043.8	24,162,205	16,837,928	24,450,514	36,450,514			
	第3号		113,137.8	34,949,287	82円.37銭	4,800,543	81.0	79円.85銭	5,518,792	80.0	61円.32銭	5,201,673	100.0	6,219,181	25,830,226	15,371,228	15,371,228			
	第4号		25,120.4	23,320,868	86円.03銭	5,857,484	50.0	80円.41銭	7,160,123	71.0	93円.57銭	8,274,265	70.0	7,284,855	15,851,933	10,448,338	10,448,338			
	第5号		115,282.2	37,229,453	65円.58銭	10,218,823	100.0	81円.20銭	12,854,278	100.0	71円.53銭	12,325,468	100.0	14,149,123	45,600,094	25,733,244	25,733,244			
	第6号		195,119.0	65,747,410	67円.78銭	10,240,728	100.0	89円.81銭	9,200,868	100.0	84円.21銭	11,208,556	100.0	13,225,166	47,049,044	27,729,234	27,729,234			
	第7号		101,688.0	21,227,084	92円.33銭	8,084,203	81.0	109円.22銭	8,227,849	81.0	93円.14銭	7,521,523	100.0	7,949,528	21,898,938	14,021,192	14,021,192			
	第8号		122,415.8	45,848,880	64円.36銭	6,789,303	100.0	88円.23銭	7,722,276	100.0	84円.04銭	6,614,066	100.0	8,922,268	32,382,233	18,407,028	18,407,028			
合計		1,245,376.2	39,287,893		84,140,038	1,000.0	109円.22銭	78,700,218	1,000.0	85.847.33銭	85,847,337	1,000.0	98,887,554	245,220,379	172,479,533	172,479,533				

補助プロジェクト名	申請番号	特別措置	ソノうち補助プロジェクト費内訳分、同一補助プロジェクト費内訳分、同一補助プロジェクト費内訳分並びに他補助プロジェクト費内訳分を合わせたもの	ソノうち補助プロジェクト費内訳分、同一補助プロジェクト費内訳分並びに他補助プロジェクト費内訳分を合わせたもの	計画平均事業年度が収入増進の経費	補助対象経費	計画額	経費発生から経費発生を記録した額	損失額から超過額を記録した額	この負担率とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の負担割合
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	第1号		245,16,437 円		円	11,692,879 円	31,492 千円	5,348.0 千円	40,495,212 円	24,749,212 円	4,744,000 円	12.7%	0%	0%	9%	9%		
	第2号		26,450,814 円		円	312,43,297 円	312,441 千円	15,871.5 千円	58,837,839 円	41,218,439 円	15,821,000 円	27.8%	0%	0%	9%	9%		
	第3号		19,727,218 円		円	6,837,925 円	6,837 千円	3,418.5 千円	25,830,236 円	22,811,736 円	2,064,500 円	9.2%	0%	0%	9%	9%		
	第4号		19,449,239 円		円	4,975,904 円	4,975 千円	2,487.5 千円	19,851,933 円	13,264,433 円	2,487,000 円	18.8%	0%	0%	9%	9%		
	第5号		25,753,244 円		円	16,595,810 円	16,595 千円	8,047.5 千円	45,840,894 円	27,032,594 円	4,047,000 円	21.7%	0%	0%	9%	9%		
	第6号		27,323,334 円		円	20,544,925 円	20,544 千円	10,274.0 千円	47,049,044 円	38,715,044 円	10,274,000 円	27.8%	0%	0%	9%	9%		
	第7号		14,052,192 円		円	10,605,427 円	10,605 千円	5,302.5 千円	21,831,638 円	16,381,128 円	5,302,000 円	21.8%	0%	0%	9%	9%		
	第8号		18,407,625 円		円	12,004,581 円	12,004 千円	4,002.0 千円	32,342,232 円	24,280,232 円	4,002,000 円	22.3%	0%	0%	9%	9%		
合計		172,479,453 円		円	113,860,078 円	112,799 千円	54,898 千円	245,220,229 円	226,320,819 円	64,892,000 円	23.8%	0%	0%	9%	9%			

- (1) 記録事項
1. 報告(事業年度の経費、事業実行の進捗)については、計画(収入及び定期報告)の定めを踏まえ、費用については、計画(収入及び定期報告)の定め(補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第3条第1項第3号に定める経費費用)を厳格にと、
  2. 補助対象事業の決算期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と併せている事業年度にあっては、補助対象期間の決算を行ない、その決算状況(半期末の繰越金)を記録して記録すること。
  3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の報告(事業年度の経費)を記録している場合は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条)の期間に、昭和29年5月1日(平成13年5月1日)以前に交付された補助金の額を、昭和29年5月1日(平成13年5月1日)以後に交付された補助金の額を、昭和29年5月1日(平成13年5月1日)以後に交付された補助金の額を記録すること。
  4. 補助プロジェクトの進捗は、補助金交付要綱第6条の定めを記録すること。
  5. 地域をのびたり進捗状況を、補助プロジェクトを管理する地方自治体等が通知した数値によること。
  6. 申請番号は、事業年度ごと、系統ごとに一連番号とする。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトにまたがる場合は、その比率に応じて1つを割り振るものとする。
  7. 特別措置の額は、地域公共交通関係事業計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は「1」を、平成29年8月2日(平成29年8月2日)以前に認定された場合は「2」を、補助金交付要綱第8条、及び「1」に該当する場合は「3」を記録すること。
  8. 計画期間の進捗は、補助対象期間中の全年度における計画期間の進捗を記録すること。また、フォローアップは「1」及び「2」のいずれか一方の進捗を記録すること。
  9. 高経率の額は、「地域公共交通関係事業を推進する地域における半期の進捗」「補助プロジェクト費内訳の半期の進捗」「補助プロジェクト費内訳の半期の進捗」の進捗、補助金交付要綱第5条(第2項以下)で定められた、1-1の半期が異なる系統については、平均値を記録すること。また、平均値の合計の欄については、1-1の合計の平均値ではなく、各申請系統の各年度の平均値の合計を記録すること。
  10. 同一補助プロジェクト費内訳の半期の進捗は、同一補助プロジェクト費内訳の半期を記録することとし、補助プロジェクト費内訳の半期は「1」及び「2」のいずれか一方の進捗を記録すること。
  11. 補助プロジェクト費内訳の半期(1)とは、他の運行系統との割合が50%以上の公共交通機関であって、当該割合の算定が「1」及び「2」のいずれか一方の進捗を記録することとし、当該補助プロジェクト費内訳の半期(1)は「1」及び「2」のいずれか一方の進捗を記録すること。
  12. 高経率の額は、「補助プロジェクト費内訳の半期の進捗」「補助プロジェクト費内訳の半期の進捗」の進捗、補助金交付要綱第5条(第2項以下)で定められた、1-1の半期が異なる系統については、平均値を記録すること。
  13. 計画平均事業年度が収入増進の経費の額は、計画平均事業年度が収入増進の経費についてのみ記録すること。なお、みだし運行開始とは当該運行系統の計画期間中の収入増進の経費を5人で押し、左記(1)の進捗を記録すること。
  14. 補助対象経費の額は、「(1)計画平均事業年度が収入増進の経費に記録がある場合は(1)の金額を記録し、記録がない場合は(2)の金額を記録すること。また、「特別措置」の額は、「1」に記録した系統については、高経率の進捗(1)の金額又は(2)の金額を記録して得た金額に(2)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記録すること。さらに、「特別措置」の額は、「1」に記録した系統については、「1」の金額を記録すること(半期末の繰越金を記録すること)。
  15. 補助対象期間中の事業年度の進捗(1)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前年度の各系統における半期別(1)の進捗を平均して算出すること。なお、当該系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象期間の実績の1/2(2)に相当する額と計画期間の進捗を算出する経費の進捗のうち、いずれか高い額を記録すること。また、基準期間の前年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の進捗を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前年度のいずれの実績が高い場合は、基準期間の実績を記録すること。
  16. 計画期間の進捗は、系統ごとに計画単位(10年)まで記録することとし、合計の平均値の進捗は切り捨てること。
  17. 計画平均事業年度の進捗は、計画平均事業年度の進捗が同じ系統(1)の進捗の進捗による運行回数に異なる場合については、その進捗を記録することとする。
  18. 補助プロジェクト費内訳の進捗は、補助金交付要綱第5条(第2項以下)で定められた、1-1の半期が異なる系統については、平均値を記録することとする。

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準ホに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要

都道府県名: 京都府

番号	系統名	理由	由	運行回数	
				土曜	日曜祝日

該当なし

(記載要領)  
 ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載  
 ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載  
 ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
京都府	相楽地区広域市町村圏	木津川市(旧加茂町)	<p>旧加茂町は、JR加茂駅周辺を中心に、銀行支店、郵便局、商業施設、医療機関等、生活を支える施設が存在しており、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。</p> <p>また、JR加茂駅は、関西本線名古屋方面への乗り継ぎや大和路線の終点にあたるほか、駅前バス停留所からコミュニティバスにも接続しており、相楽東部に位置する和東町・笠置町・南山城村にわたる交通の要衝である。</p> <p>これらのことから、旧加茂町が「広域行政圏の中心市町村に準ずるもの」として指定されることは適当である。</p>

表6 車両の取得計画の概要

R5年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	1 (継続1両)	810
	京阪京都交通株式会社	8 (新規3両、継続5両)	9,765
	西日本JRバス株式会社	4 (継続4両)	3,505
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	810
	丹後海陸交通株式会社	8 (新規2両、継続6両)	11,340
	合計 22両(新規5両、継続17両)		26,230

表6 車両の取得計画の概要

R6年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	0	0
	京都交通株式会社	6 (継続6両)	9,000
	西日本JRバス株式会社	2 (継続2両)	1,468
	京都交通株式会社	0	0
	丹後海陸交通株式会社	8 (新規2両、継続6両)	12,480
	合計 16両(新規2両、継続14両)		22,948

表6 車両の取得計画の概要

R7年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	0	0
	京阪京都交通株式会社	6 (継続6両)	9,000
	西日本JRバス株式会社	0	0
	京都交通株式会社	0	0
	丹後海陸交通株式会社	8 (新規2両、継続6両)	12,516
	合計 14両(新規2両、継続12両)		21,516

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名  支店又は分社名

1. 車両取得の概要

利年度(令和 5 年度)	補助ブロック名	申請番号	種別(軽自動車又は区別)	取得時期(車両取得時期)	車両の種類	排気量(cc)	購入年(月)	購入年(月)	購入者の種別(個人・法人)

【購入車両減価償却費】  
 ○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	実質購入予定額(円)・当該取得額(円)		減価償却率を算出するための額(円)		減価償却率(%)	特別償却額(円)	普通償却額(円)	特別償却額(円)	償却期間(月)						
	車両価格	改造費	車両価格	改造費											
1	イ	ロ	ハ	ニ											
計	0	0	0	0											

事業者提出費	事業者負担額
ル×ワ+12	ル×ワ+12
0	0
0	0
0	0

交付金額(円)
△×δ×5
0
0
0

【車両購入金控額用】  
 ○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	金額控除対象車種(円)	償却期間(月)	借入利率(%)																	
	△の額以内																			
計																				

【償却率上の償却額】

申請番号	金額控除対象車種(円)	償却期間(月)	借入利率(%)																
1	0	0																	
計	0	0																	

申請番号	償却率上の償却額																			
	金額控除対象車種(円)	償却期間(月)																		
1	0	0																		
計	0	0																		

2年度以降(令和 5 年度)

補助プログラム名	申請番号	種別	種別特許貸付国庫補助金	
			申請番号	年度
京阪神	1	起東本津線	第1号	31

【購入車両減価償却費】  
 ○事業費の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた割合を抜き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象額 (円)	取得額 (円)	特別償却額(円)	償却額(円)	償却率(%)	償却期間(月)	償却開始(月)	償却終了(月)	償却期間(月)	償却対象額 (円)	国庫補助金 内定申請額(千円)	* 残存価額 (円)
1	15,000,000	15,000,000	0	1,620,000	1.08%	12	4	17	12	1,620,000	810.0	0
計	15,000,000	15,000,000	0	1,620,000	1.08%	12	4	17	12	1,620,000	810	0

【車両購入金控費用】

○事業費の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	金額用補助対象額(円)	償却期間(月)	借入利率(%)	借入利率(%) 年利	2.5%のうちの 残りの率(%)	補助対象額	償還額(千円)
				5		7	7 × 1/2 = 3.5
計							

【結果発表】

補助対象額(千円)	7+7	1,620
償還額(千円)	7+7	810

【償還率とその算出割合】

申請番号	補助対象額(千円)	償還率		償還率(%)		償還率(%)		償還率(%)	
		申請額	償還額	申請額	償還額	申請額	償還額	申請額	償還額
1	1,620,000	1,620,000	810,000	100%	50%	1,620,000	810,000	100%	50%
計	1,620,000	1,620,000	810,000	100%	50%	1,620,000	810,000	100%	50%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 株式会社 〇〇〇〇

1. 車両取得の概要

初年度(令和 6 年度)	申請番号	申請種別	車両の種別	事業者の種別	買入予定年月	買入車の種別

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定額(円)・消費税率を除く		入替購入予定額(円)・消費税率を除く 即ち償却対象額(円)	普通償却額(円) = (B) × 0.04 × 12 (注) Bは、(A) × 0.8 × 1.1	特別償却額(円)	事業者償却額(円)	えとらのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	償却対象経費 F × 7 × 1.2 (月) × 4	対価額(千円) G × 1/2 = 3
	車両価格 イ	附属品価格 ロ								
1										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金租費用】

○事業者の返済方法(元均等返済等)

申請番号	金融機関等からの借入額(円)	借入利率(%) 年利	借入期間(月)	借入利率(%) 年利	借入期間(月)	借入利率(%) 年利	借入期間(月)
計							

【償却経費】

償却対象経費(千円)	30千
加算	0
合計	0

【負担額とその負担割合】

負担種別	負担額(千円)		負担割合(%)
	申請者負担額	国庫補助金等負担額	
償却対象経費	30	0	100
加算	0	0	0
合計	30	0	100

2年目以降(令和 5 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持費名称又は区分	確保維持費(円)	
			申請番号	区分

【購入型返済保証】  
 ○事業費の返済方法(定率法・定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象額(円)	返済額(円)	特別償却額(円) (定率法) 元金×(返済率)×(償却率)	普通償却額(円) (定率法) 元金×(返済率)×(償却率)	償却総額(円)	元金償却額(円)	元金のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 元金×1.2(円)×(償却率)×(償却率)	国庫補助金 内定申請額(千円)	*残存額 (円)
1	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0

【車両購入金庫費用】

○事業費の返済方法(元金均等)

申請番号	金融用補助対象額(円)	償却期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	元金のうち多い方の額(%)	補助対象経費	計額(千円)
			(回)	(回)				
1	0	7	1	1	7	7	7	
計	0	7	1	1	7	7	7	

【所費経費】

補助対象経費(千円)	計額(千円)
7+7	0
0	0

【借入金とその償還】

借入期間	借入利率	借入額	元金均等返済		元金償還		元金均等返済		元金償還	
			回数	借入額	回数	借入額	回数	借入額		
1	5.00%	0	1	0	1	0	1	0	1	0
計	5.00%	0	1	0	1	0	1	0	1	0

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 株式会社 建設及運送株式会社

1. 車両取得の概要

○ 初年度(令和 7 年度)

補助プログラム名	申請番号	申請番号	車両の種類	事業者名(人)	車両の名称(車)	購入予定年度 年/月	購入予定の種類 (国庫、国庫、J-1)

【購入車両減価償却費】  
○ 事業者の標準償却方法(定率法)を定額法)

定率法

申請番号	取得購入予定額(円)・消費税込額		車両減価償却額 (円) A × B × C × D × E (注: Aは0.4、Bは0.2、Cは0.1、Dは0.2、Eは0.1)	特別償却額(円)	償却期間(月)	償却期間 (月)	補助対象経費 F × G × H × I (円)	計画額 (千円)
	車両価格	改進黨						
	イ	ロ		F	7	7	7 × 7 × 1.2 (円)	2 × 1/2 = 3
計	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金銭費用】  
○ 事業者の標準償却方法(等利均等)を元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費 レと5%のうち低い方の額(%)	国庫補助金内定 申請額(千円)
	Aの額以内		リ	7	2 × 1/2 = 1
計					千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
0	30

【負担額とその負担割合】

負担割合	事業開始前		事業開始後		負担割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
0	0	%	0	%	0	%
0	0	%	0	%	0	%
合計	0	%	0	%	0	%

2年目以降(令和 7 年度)

補助プログラム名	申請番号	医療従事者確保推進委員会	
		申請番号	申請年度

【購入車両減価償却費】  
 ○事業の経費償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象経費 (円)	残存価額(円) 前年度(2年目のみ) の残=7	普通償却額(円) (定率法) 7×(0.5000)×4=4 (定額法)7×0.2=4	特別償却額(円)	償却総額(円)	償却総額(円) A+B+C	卒業年度償却額 (円)	7/20の少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 7×1×12(月)×7 (償却率)20%	国庫補助金 内定申請額(千円)	*残存価額 (円)
1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7×1/2=7	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0

【車両購入経費費用】

○事業の経費方法(定率法or元金均等)

申請番号	金融機関補助 対象(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	返済利率(%) 年利	返済期間 (年)	返済総額 (円)	7/20の少ない 方の額(円)	補助対象経費 (円)	計額(千円)
			(回)	(回)							
計					1	7			0	0	7×1/2=7

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計額(千円)
7+7	7+7
0	0

【負担率との負担割合】

補助プログラムの 番号	普通償還		特別償還		その後の償還		事業費自己負担		その他の必要経費 負担割合	
	償還率	償還期間	償還率	償還期間	償還率	償還期間	償還率	償還期間	償還率	償還期間
1	7%	7年	7%	7年	7%	7年	7%	7年	7%	7年
計	7%	7年	7%	7年	7%	7年	7%	7年	7%	7年

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)	申請番号	取得経路(取得方法)	車両の種類	事業者名(人)	車両の用途(%)	購入予定年度(月)	購入予定の種別(リース、リース)
	京阪神+北近畿 第1号(5-1)	八田線1, 神吉線1, 原・神吉線1	ノンステップ スロープ付き	57	9.0	RS.1	リース
	京阪神+北近畿 第2号(5-2)	八田線1, 神吉線1, 原・神吉線1	ノンステップ スロープ付き	57	9.0	RS.1	リース
	京阪神+北近畿 第3号(5-3)	八田線1, 神吉線1, 原・神吉線1	ノンステップ スロープ付き	57	9.0	RS.1	リース

【購入車両減価償却額】  
○事業者の減価償却方法(定率法か定額法)

定額法

申請番号	実購入予定額(円)・消費税を控く		普通車同様の減価償却額(円) (定率法又は定額法) ①+②+③+④	特別償却額(円)	特別償却率(%)	償却期間(月)	償却期間のうち少ない方の額(円)	事業者償却額(円)	事業者償却率(%)	償却対象総額(円)	償却対象総額のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	償却対象総額(円)	償却対象総額のうち少ない方の額(円)	償却率(%)	償却率(%)
	車両価格	消費税														
第1号(5-1)	15,070,500	882,368	16,052,868	0	16,052,867	9	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000	9	2,250,000	2,250,000	1,125	1,125
第2号(5-2)	15,070,500	882,368	16,052,868	0	16,052,867	9	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000	9	2,250,000	2,250,000	1,125	1,125
第3号(5-3)	15,070,500	882,368	16,052,868	0	16,052,867	9	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000	9	2,250,000	2,250,000	1,125	1,125
計			48,158,604		48,158,601		45,000,000	9,631,719	9,000,000		27,000,000		27,000,000	27,000,000	3,375	3,375

【車両購入金融費用】  
○事業者の返済方法(元金均等返済か元金均等返済)

元金均等返済

申請番号	全額費用借入対象額(円)	借入利率(%)	借入期間(月)	借入元金均等返済額(円)	借入元金均等返済率(%)	借入元金均等返済額のうち少ない方の額(円)										
第1号(5-1)	15,070,500	0.0	9	1,674,500	11.1%	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500
第2号(5-2)	15,070,500	0.0	9	1,674,500	11.1%	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500
第3号(5-3)	15,070,500	0.0	9	1,674,500	11.1%	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500	1,674,500
計				5,023,500		5,023,500	5,023,500	5,023,500	5,023,500	5,023,500	5,023,500	5,023,500	5,023,500	5,023,500	5,023,500	5,023,500

【前年度との償却割合】

償却対象総額(千円)	前年度(千円)	償却率(%)
5,023	3,375	67.2%

【前年度との償却割合】

申請番号	前年度との償却割合		前年度との償却割合		前年度との償却割合		前年度との償却割合		前年度との償却割合			
	償却対象総額(千円)	前年度(千円)	償却率(%)	償却対象総額(千円)	前年度(千円)	償却率(%)	償却対象総額(千円)	前年度(千円)	償却率(%)	償却対象総額(千円)	前年度(千円)	償却率(%)
1	1,674,500	50.0	11.1%	1,674,500	50.0	11.1%	1,674,500	50.0	11.1%	1,674,500	50.0	11.1%
2	1,674,500	50.0	11.1%	1,674,500	50.0	11.1%	1,674,500	50.0	11.1%	1,674,500	50.0	11.1%
3	1,674,500	50.0	11.1%	1,674,500	50.0	11.1%	1,674,500	50.0	11.1%	1,674,500	50.0	11.1%
合計	5,023,500	50.0	11.1%	5,023,500	50.0	11.1%	5,023,500	50.0	11.1%	5,023,500	50.0	11.1%

補助プロジェクト名	申請番号	種別補助名称又は区画	種別補助金額(千円)	
			申請年度	助年度
京浜神-北近畿	第4号(31-1)	八田線1、神西線1、原-神西線1	第1号-第3号	R31
京浜神-北近畿	第5号(31-2)	八田線1、神西線1、原-神西線1	第1号-第3号	R31
京浜神-北近畿	第6号(4-1)	八田線1、神西線1、原-神西線1	第1号-第3号	R4
京浜神-北近畿	第7号(4-2)	八田線1、神西線1、原-神西線1	第1号-第3号	R4
京浜神-北近畿	第8号(4-3)	八田線1	第1号	R4

【購入費用(種別補助額)】  
 ○事業系の種別補助方法(定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象年度額(円)	残存額(円)	償却額(円)	特別償却額(円)	償却額(円)	事業者償却額(円)	／とのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存額(円)
第4号(31-1)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000円 (償却年度)×2	945.0千円 2×1/2=1	0
第5号(31-2)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000円	945.0千円	0
計	30,000,000	3,780,000	3,780,000	0	3,780,000	4,429,152	3,780,000		3,780千円	1,890千円	0

定額法

申請番号	補助対象年度額(円)	残存額(円)	償却額(円)	特別償却額(円)	償却額(円)	事業者償却額(円)	／とのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存額(円)
第6号(4-1)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0千円 2×1/2=1	8,750,000
第7号(4-2)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0千円	9,750,000
第8号(4-3)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,888	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0千円	9,750,000
計	45,000,000	38,250,000	9,000,000	0	9,000,000	9,562,834	9,000,000		9,000千円	4,500千円	29,250,000



表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

用途(令和 5 年度)	申請番号	申請種別	車両の種類	乗客定員(人)	車両の型式(号)	購入等予定年月	購入等の種別(買入・買取・リース)
補助プロック名	申請番号	確保維持経路名称又は区間	確保維持経路種別申請番号				

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法  
 定額法

申請番号	車両価格		車両購入予定額(円)・消費税を除く		普通減価償却額(円) (定率法)or(定額法)	特別償却額(円)	償却総額(円)	事業者償却額(円)	上記のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円) 7×9÷12(月)×9	社額額(千円) カ×1/2=3	*残存価格(円) ヘ-カ=9
	イ	ロ	ハ	ニ									
0			イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ			1+1+ホ=3		7	0円	0	0	0
0									7	0円	0	0	0
計									7	0円	0	0	0

【車両購入金額費用】

○事業者の償還方法(定率均等or元金均等)

定率均等  
 元金均等

申請番号	償還率(%)	償還期間(月)	補助対象経費	社額額(千円) 2×1/2=1
	レ		7円	0.0
			7円	0.0
計			7円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計額(千円)
カ+7	30.4
0	0

【負担率とその負担割合】

申請番号	普通償却		特別償却		償還率とその負担割合		事業者自己負担		その他の補助金の負担割合
	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	
1	0%	0円	50.0%	0円	0%	0円	0%	0円	0%
2	0%	0円	50.0%	0円	0%	0円	0%	0円	0%
合計	0%	0円	50.0%	0円	0%	0円	0%	0円	0%

2年度以降(令和 6年度)

補助プログラム名	申請番号	支援維持費額名称又は区分	支援維持費額補助金	
			申請番号	初年度
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神西線1、原・神西線1	第1号~第3号	R4
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神西線1、原・神西線1	第1号~第3号	R4
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神西線1、原・神西線1	第1号~第3号	R5
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神西線1、原・神西線1	第1号~第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神西線1、原・神西線1	第1号~第3号	R5

【購入車両減価償却費】  
 ○事業者の定額償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象年度 (円)	積立金額(円)	普通償却額(円)	特別償却額(円)	償却総額(円)	事業費償却額(円)	1/20のち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $\frac{A \times B \times C \times D}{E}$ (資料毎年度)F=G	計画額(千円) $H \times I / J = K$	*残存価格 (円) L=M
第1号(4-1)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第2号(4-2)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第3号(4-3)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,686	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第4号(5-1)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
第5号(5-2)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
第6号(5-3)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
計	90,000,000	67,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,194,553	18,000,000		18,000	9,000	49,500,000





2年度以後(令和 7年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持経費名称又は区間	確保維持経費国庫補助金	
			申請年度	申請番号
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5

【個人車両減価償却費】  
○事業年度の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた割合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象総額 (円)	残存価額(円) 前年度の残存額 の引当額	普通償却総額 (円) *(定率法) *(30.5%×4年) *(定額法)×2年	特別償却額(円)	償却限度額(円) △+△=△	事業者償却額(円) イ	/そのうち少ない 方の額(円)	償却期間(月) イ	補助対象経費 *(イ+イ)×12(月)×ア (標準年度)×ア×ア	計画額(千円) ア×1/2×ア	*残存価格 (円)	
											イ	イ
第1号(4-1)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	3,750,000	
第2号(4-2)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	3,750,000	
第3号(4-3)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,686	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	3,750,000	
第4号(5-1)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000	
第5号(5-2)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000	
第6号(5-3)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000	
計	90,000,000	49,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,154,553	18,000,000		18,000	9,000	31,500,000	



表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 国日本エフエールバス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)	取得時期(国庫補助金)	車両の類別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (国庫、国庫、リース)
補助プログラム名	申請番号	国庫補助金種別				
系図等						

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定額法/定率法)

定額法

申請番号	車両価格		家賃購入予定額(円)*消費税を控く		特別償却額 (円) A×(20%) (A:償却対象額)	普通償却額 (円) B×(20%) (B:償却対象額)	もと用資産のうち少 ない方の額(円) A	償却限度額(円) A+B	事業者償却額 (円)	7.5%のうち少 ない方の額(円) C	償却期間 (月) 7	補助対象経費 3×7×12(円)→ 0円	計額 (千円) A×1/2=3	*現在価格 (円) A-B=0
	イ	ロ	合計 (イ+ロ+ハニ)	償却品価格										
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金控費用】

○事業者の返済方法(元金均等/元金均等)

申請番号	金融機関補助対象 額(円) Aの額以内	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	もと5.5%のうち低 い方の率(% )	補助対象経費 Y	計額(千円) Z×1/2=A
計					Y	Z×1/2=A

【商業貸付】

補助対象経費(千円) カ+7	計額(千円) ヨ+ホ
0	0

【負担者とその負担割合】

負担者 の 名	負担 割合 (%)	負担者ごとの負担割合		負担者ごとの負担割合 その他の者	事業者負担割合 負担割合	事業者負担割合 負担割合
		負担者	事業者			
会社	0%	0%	0%	0%	0%	0%

2年目以降(令和 5 年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持費種別名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請書 号	
			国庫年度	切年度
京阪神	第1号(30-1)	高槻・京北線	第3号	H30
京阪神	第2号(30-2)	高槻・京北線	第3号	H30
京阪神	第1号(31-1)	高槻・京北線	第3号	H31
京阪神	第2号(31-2)	高槻・京北線	第3号	H31

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定額法の変額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

<b>定額法</b>
------------

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円) 前年度(2年目のみ) 2) の額×7 初年度(1年目) 3) の額×7	普通償却限度額 (円) (定額法) 3) × (2,500,000 ÷ 4) (変額法) 3) × 0.2 × 4	特別償却額(円)	償却限度額(円) 3) + 9) = 7	事業者償却額 (円) 1,911,572	のうちの少ない 方の額(円)	償却期間(月) 7	補助対象経費 7) × 1.2 (円) = 7 (変額法) 7) × 7	計価額(千円) 7) × 1/2 = 7	・残存価格 (円) 7) = 7
第1号(30-1)	15,000,000	4,929,682	3,000,000	0	3,000,000	2,280,072	2,280,072	7	1,330,042	665.0	3,595,640
第2号(30-2)	15,000,000	6,716,522	3,000,000	0	3,000,000	1,911,572	1,911,572	8	1,274,361	637.1	5,442,141
第1号(31-1)	15,000,000	7,655,387	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	5,452,003
第2号(31-2)	15,000,000	7,655,387	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	5,452,003
計	60,000,000	29,956,978	12,000,000	0	12,000,000	8,598,412	8,598,412		7,011	3,595	19,945,787

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(完利均等の元金均等)

<b>定額法</b>
------------

申請番号	金融費用補助対象 額(円) 7) の額以内 = 7	償還期間 (月)	今年度償還回数 (回)	(至)	借入利率(%) 年利	と2.5%の差 の率(%)	補助対象経費 7	計価額(千円) 7) × 1/2 = 7
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	7,011
計	3,595

【船舶等とその負担割合】

船舶 の 番号	船舶 の 名称	船主負担									
		負担割合	負担額								
1	100000	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0
2	200000	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0
3	300000	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0
4	400000	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0
5	500000	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0
6	600000	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0
7	700000	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0
8	800000	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0
9	900000	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0
10	1000000	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0
合計											

租年度(令和 5 年度)	申請番号	取扱保持者姓名称又は区画 番地町丁目番地等	車両の種類	規定重量 (A)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (例:新車、リース)
京阪神							

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定額法or定額法)

**定額法**

申請番号	実質購入予定費(円)*消費税率を控く		普通償却額(円) A*(0.5/24)月 (A:車両の長さ(m))	特別償却額(円) B*(0.5/24)月 (B:特別償却対象の長さ(m))	償却総額(円) A+B	リースのうち少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 A+B*12 (円)→	計画額 (千円)	*残存価格 (円) A+B
	車両価格 1	购置税 2								
	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0		千円	0	0

【車両購入金銭費用】  
○事業者の減価方法(圧料均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費 7	計画額(千円) 2*1/2=1
				7	千円
計					

【貸主との負担割合】

貸主 の 種 別	貸主との負担割合		事業者自己負担		*その他貸主の 負担割合
	負担率	負担額	負担率	負担額	
合計	0	0円	0	0円	0

【請求経費】

補助対象経費(千円) A+B	計画額(千円) 3+1=4
0	0

補助プログラム名	申請番号	環境維持費国庫補助金申請番号	
		当年度	前年度
京阪神	第1号(31-1)	高槻・京北線	H31
京阪神	第2号(31-2)	高槻・京北線	H31

【貸入資産減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法
-----

申請番号	補助対象資産額(円)	減価償却額(円)	減価償却率(%)	特別償却額(円)	普通償却額(円)	減価償却率(%)	償却期間(月)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	償却期間(月)	償却額(千円)	残存価額(円)
第1号(31-1)	15,000,000	5,452,003	36.35%	0	3,000,000	20%	12	8	1,465,922	8	734.4	3,983,081
第2号(31-2)	15,000,000	5,452,003	36.35%	0	3,000,000	20%	12	8	1,465,922	8	734.4	3,983,081
計	30,000,000	10,904,006		0	6,000,000				2,937		1,468	7,966,162

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元金均等or元金均等)

元金均等
------

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年返済額(千円)		借入利率(%)	元金均等のうち低い方の率(%)	補助対象経費	償却額(千円)
			(目)	(至)				
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	7,967
計	1,468

【負担金とその負担割合】

種別	負担割合	負担割合		負担割合		負担割合		負担割合	
		負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合
補助対象経費	7,967	7,967	0	0	0	0	0	0	0
計	7,967	7,967	0	0	0	0	0	0	0

初年度(令和 7 年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持経路名称又は区間	実施年度	事業の種別	事業年度(人)	事業の長さ(m)	購入者決定年月	購入者の種別(国産、国産、外国)
京阪神								

【購入車両減価償却費】  
 ○事業費の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	車両価格 イ	実質購入予定費(円) * 消費税を控く		普通償却額(円) (円) 20.5% 20.5% 20.5%	特別償却額(円) 特別償却額(円)	事業者償却額 (円)	えののうち少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
		削減品価格	改造費								
		0	0	0	0	0	0	7	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0

【車両購入金額費用】  
 ○事業費の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	返済利率(%)	返済期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)
	0	7	0	0
計			0	0

申請番号	金額費用補助対象額(円)	えの額以内	借入利率(%) 年率	返済期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)
			0	7	0	0
計					0	0

【商業経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
0	0

【真摯さとその真摯報告】

種別	計画額		実績額		計画率		実績率	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画率	実績率	計画率	実績率
総計	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

補助ブロック名	申請番号	確保種特異種補助名称又は区間	確保種特異種補助金申請書 届出番号
東阪特			期年度

【購入並同減価償却費】  
○事業別の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象資産 (円)	残存価額(円) ※年率7(2年目のみ) ※の額×3	普通償還率(%) 3×(85%×0.7-2) (2年目以上は2.1%)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	残存価額(円) A+B=C	償却期間(月)	償却期間(月)	補助対象経費 7×1+1/2 (円) ×1 (償却年度) 7×7	計画額(千円)	*残存価額 (円) 7-7×7
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入会費費用】

○事業別の返済方法(元利均等の元金均等)

申請番号	全額費用補助対象 額(円)	7の額×1/2	今年返済回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%の2.5% 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(回)	(回)				
計					E	7	7	7×1/2=7

【所費経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+7
0	0

【負担等とへの負担割合】

補助 費 の 種 別	申請 費	負担割合		負担等とへの負担割合		その他(%)		事業費自己負担		【その他(%)の 負担割合
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
0	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0%
0	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0%
0	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0%
0	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0%
合計	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0%

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)	申請番号	申請種別	車両の種類	乗車定員(人)	乗車の長さ(m)	購入予定年	購入車の種別 (現金、リース、リース)
		確保維持経路名称又は区間					
		種別特異種別補助金申請番号					

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

**定率法**

申請番号	車両購入予定額(円)×消費税率		車両購入予定額(円) から控除額を控除した額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) A×(100-0.2)×100 (定額法) A×0.2	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 とこのうち少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 の範囲(円)	償却対象経費 (円)	償却率(%)	償却率(%) 償却率(%)
	車両価格	改造費										
イ	ロ	ハ	ニ+ロ+ハ=ニ		チ	ト+チ=ス	ル	リ	ヲ×リ+12(月)×チ	円	円	円
計										円	円	円

\* 償却率(%)  
A=カ×チ

【車両購入金融費用】  
○事業者の返済方法(元均等or元金均等)

**元均等返済**

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償却期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費 の範囲(円)	償却率(%)	償却率(%)	償却率(%)
	ハの範囲内		レ+2.5%のうち低い方の率(%)	ヲ	ヅ×1/2=ホ	円	円
計						円	円

【負担金とその他の負担金】

補助対象経費(千円)	負担金		その他の負担金		事業者自己負担		その他の負担金の合計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
カ+ク	0	0						
合計	0	0						

2年目以降(令和 5 年度)

補助ブロック名	環境維持費(雑費)申請書	
	申請番号	環境維持費(雑費)申請書 第1号(1-1)
北近畿	補助山1(市民局関係)	北近畿第3号
		1

【購入基準減価償却費】  
 ○事業者の減価償却法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象資産額 (円)	残存額(円) 期年度(5月末日のみ) の額=ア	普通償却額(円) (円) [定率法] ア×B(0.0167) [定額法]ア×B(0.0167)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	アのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ア×キ-12(月)×ア (標準償却)ア×マ	計画額(千円)	*残存価格 (円)
第1号(1-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000	0	1,620,000	1,944,000	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
計		0	1,620,000	0	1,620,000	1,620,000	0		0	0.0	0
計			1,620,000		1,620,000		1,620		1,620	810	0

【車両購入金融費用】  
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(千円)	償還期間(月)	今年返済回数		借入利率(% 年利)	エと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(黒)				
					1	7		7×1/2=4
計								

【必要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
1,620	810

【負担者ごとの負担割合】

負担者	負担者ごとの負担割合		負担者ごとの負担割合		負担者ごとの負担割合	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
事業者自己負担	50%	810,000	50%	810,000	50%	810,000
その他						
合計		810,000		810,000		810,000

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 昭和交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 6 年度)	申請番号	確保維持経費名称又は品名	積立積立資産簿番号	車両の種類	乗車定員(人)	乗車定員(人)	購入者予定年月	購入者の種別 (経営、新設、小入)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

○減価償却率(%)

申請番号	車両価格 イ	附属品価格 ロ	実費購入予定額(円)*消費税率除く		車両購入予定額合計 から減価償却費を 引いた額(円) ニ-イロ+ハ=ホ	減価償却率 (%) ア×(ホ/イロ) (定率法)イ×(ホ/イロ) (定額法)	減価償却期間 (月)	減価償却額(円)	特別償却額(円)	償却額(円)	償却期間 (月)	償却期間 を超えた方の額(円)	事業年度償却額 (円)	償却対象経費 7×9÷12(月)=ホ 円	国庫補助金 内定申請額 (千円) カ×1/2=キ	*現在価格 (円) ハ-カ=ク
			改進黨	合計												
			イ+ロ+ハ=ニ	ホ												
計																

【車両購入多過費用】

○事業者の返済方法(元金均等or元金均等)

○返済利率(%)

申請番号	全額費用補助対象額(円)	への額以内	借入利率(%) 年利	償却期間 (月)	償却対象経費 7×9÷12=キ 円	国庫補助金内定 申請額(千円)
計						

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
カ+ク	キ+キ
0	0

【負担率等の負担割合】

負担率 の 割合	新設事業		既存事業		事業者自己負担		その他の負担	
	負担率	負担割合	負担率	負担割合	負担率	負担割合	負担率	負担割合
合計								

2年目以降(令和 6 年度)

補助プログラム名	確保維持費国庫補助金申請書
申請番号	確保維持費国庫補助金申請書 第1年度
申請年度	第1年度
補助期間	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた割合を除き、年度間での変更不可

申請年度	2024
------	------

申請番号	補助対象年度額 (円)	積立額(円) 前年度(は年度のみ) の積立額	普通償却額 (円) (定率法) 3×25%×0.6=0.45 (定額法)7×0.2=1.4	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	7才のうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 2×7+312(月)×7 (償却率)7=7	国庫補助金 内定申請額(千円)
					4+0=4	0	0	7		7×1/2=4
計										千円

* 積立額 (円)	7+7=7
--------------	-------

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請年度	2024
------	------

申請番号	金融費用補助対象額(円) 千の額以内=0	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	元と25%のうち 少ない方の率(%)	補助対象経費 千円	国庫補助金 内定申請額(千円)
			1		7	7×1/2=4
計						千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	7+7
国庫補助金 内定申請額(千円)	4+4=8
	0

【負担者とその負担割合】

種別 プログラム 名称	国庫補助金		事業者自己負担		その他の負担者		「その他の負担者」 負担割合	
	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率
国庫補助金	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
事業者自己負担	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
合計	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名

1. 車両取得の概要

初年度(令和 7 年度)	申請番号	申請書名	確保維持記録名称又は区間	確保維持記録番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	車両価格		消費税		消費税額のうち少額償却額(円)	普通償却額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	上記のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
	イ	ロ	ハ	ニ									
計													

*残存価格(円)	
	▲-▲-▲

【車両購入金過費用】

○事業者の返還方法(元利均等or元金均等)

申請番号	全額費用補助対象額(千円)	償還期間(月)	借入利率(%)(年利)	借入利率(%)(元金均等)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
計						

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金内定申請額(千円)
カ+フ	エ+ク
0	0

【負担率とその負担割合】

申請番号	事業者負担率		事業者負担率		事業者負担率	
	負担率	負担割合	負担率	負担割合	負担率	負担割合
合計						

2年目以降(令和 7 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	保証維持継続名称又は区間 保証維持継続申請書申請番号 区間	初年度

【購入事業減価償却費】  
○事業等の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

申請番号	補助対象資産額 (円)	残存価額(円) 前年度(1)残存額のみ の残存額	償却限度額 (円) ※(定率法) 2×(200000000-△) (定額法)残存額×100%	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業新償却額 (円)	ノボのちの少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 2×(1+12(月))×△ (前年度)2×△	国庫補助金 内定申請額(千円)	*残存価格 (円)
										2×1/2=7	
計											

【事業購入金融費用】

○事業等の返済方法(元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数	借入利率(%)		補助対象経費 7	国庫補助金 内定申請額(千円)
				元	7		
計							

【事業経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
247	0

【負債等との負担割合】

種類 シ ン ク 名	事業計画		その他の者		事業計画と負担割合		その他の者の負担割合	
	負債額	負担割合	負債額	負担割合	負債額	負担割合	負債額	負担割合
	円	%	円	%	円	%	円	%
	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	円	%	円	%	円	%	円	%

- (1) 記載要領
1. 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。(初年度にのみ運行内車庫補助金の交付を受けた車両についてと同様とする。)
  2. 「環境維持費(環境補助金申請番号)」の欄には、補助申請車両の車庫予定の運行系統に係る環境維持費補助金の申請番号を記載すること。
  3. 「車両の種別」の欄は、ハンステップ型スローもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ハンステップ型スローもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
  4. 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
  5. 「車両の長さ」の欄は、小數点第1位(第2位以下四捨五入)まで記載すること。
  6. 「車両購入金融費用」の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
  7. 「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については買掛書等の提出で足りることとする。
  8. 「補助申請額」の欄は、車両ごとに台戸単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  9. 実買購入予定額については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した監査書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
  10. 「リース車両」については、見積書等によるほか、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
  11. 「普通償還限度額」の欄は、平成24年4月1日以前に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業物については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。
  12. 普通償還限度額(△額)は、補助対象限度額(△額)に償却率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価額(△額)に改定償却率を乗じた償却額を普通償還限度額(△額)とする。
    - なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償還限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償還限度額(△額)は計算式により前年度と同額とする。
    - ※1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した車両: 償却率0.09249 改定償却率: 1.000
    - ※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両: 償却率0.10900 改定償却率: 0.900
    - ※3. 上記11.に記載した特例の償却率を適用する場合は、それに応じた償却率を適用すること。
  13. 自家用有償貸借資産の場合、普通償還限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償却率を適用すること。
    - なお、特例の償却率、改定償却率の取扱いについては11.及び12.の規定を適用する。(耐用年数6年の償却率、償却率、改定償却率とすること。)
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等総合帳簿第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2条第1節及び第2節に係る経費費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
  2. 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の概算となる書類((1)7.9.10関連)
  3. 標準仕様ハンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
  4. 低床型車両のハンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受ける場合とは、その理由を記載した書類
  5. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
  6. 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗客人ハス事業用車両の状況写真(車庫数、平均乗客)

表7 車両の取得を行う事業者

1. 車両取得の概要

申請番号	申請内容	申請番号	申請内容	申請番号	申請内容	申請番号	申請内容
北近畿	第1号(5-1)	伊根線	バス用車両	50	6.9	5	現金
北近畿	第2号(5-2)	関人線	バス用車両	82	11.1	5	現金

【購入車両減価償却額】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両価格		車両購入予定額(円)*減価率	減価率		車両購入予定額(円)*減価率	車両の類別	定率法の適用期間(月)	車両の長さ(m)	購入者の種別
	イ	ロ		イ	ロ					
第1号(5-1)	16,188,230	1,804,620	17,992,850	0.1	1,799,285	15,000,000	バス用車両	7	6.9	現金
第2号(5-2)	18,404,950	1,804,620	20,209,570	0.1	2,020,957	15,000,000	バス用車両	7	11.1	現金
計	34,593,180	3,609,240	38,202,420		3,820,242	30,000,000				

【車両購入全額償却】  
○事業者の償却方法(元均法等or元金均等)

申請番号	全額償却対象額(円)	償却期間(月)	償却率(%)	償却額(円)	償却期間(月)	償却率(%)
計	38,202,420	7	12.5%	4,775,303	7	12.5%

【償却額】

申請番号	償却額(千円)
計	3,500

【償却額とその償却割合】

申請番号	償却額(千円)	償却割合		償却額(千円)	償却割合	
		償却率(%)	償却率(%)		償却率(%)	償却率(%)
計	3,500	9.16%	9.16%	3,500	9.16%	9.16%

2年目以降(令和 5 年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持費名称又は区間	確保維持費型奨励金申請番号	
			奨励年度	期数
北近畿	第3号(4-1)	導入線	第2号	4
北近畿	第4号(4-2)	海岸線	第6号	4
北近畿	第5号(2-1)	個人遊覧線	第7号	2
北近畿	第6号(2-2)	伊根線	第1号	2
北近畿	第7号(31-1)	久美浜線	第8号	31
北近畿	第8号(31-2)	導入線	第2号	31

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度のみ 第1年度(2年度のみ) の額×t	残存価額(円) 第1年度(2年度のみ) の額×t	普通償却限度額 (円) 第1年度(2年度のみ) の額×t	特別償却額(円) ?	償却限度額(円) L+t×w	事業者償却額 (円) ?	7と8のうち少ない 方の額(円) (2年度)×(1-w)	償却期間(月) ?	補助対象経費 7×t+1.2(8)-7 (2年度)×(1-w)	計画概(千円) 7×1/2×t	*残存価格 (円) 7-m×w
第3号(4-1)	15,000,000	11,500,000	4,500,000		4,500,000	5,162,380	4,500,000	12	4,500,000	2,300.0	6,800,000
第4号(4-2)	15,000,000	11,500,000	4,500,000		4,500,000	5,162,380	4,500,000	12	4,500,000	2,300.0	6,800,000
第5号(2-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,687,008	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第6号(2-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,687,008	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第7号(31-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第8号(31-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
計	90,000,000	32,720,000	15,680,000		15,680,000	18,345,205	15,680,000		15,550	7,840	17,040,000

【車両購入金総額用】  
 ○ 車庫の建設方法(金利均等の資金均等)

申請番号	全額借付補助対象額(円) の範囲内=0	償還期間 (月)	今年償還回数		借入利率(%) 年利	このうち5%のうちの 残りの率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(回)	(回)				
					エ	子	7	7×1/2=4
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+4
15,660	7,840

【貸付金とその償還割合】

貸付 番号	貸付 金額	返済計画		その年の金		17年度までの 返済済
		貸付割合	返済割合	返済額	返済率	
3	2,200,000	50%	50%	円	%	
4	2,200,000	50%	50%	円	%	
5	810,000	50%	50%	円	%	
6	810,000	50%	50%	円	%	
7	810,000	50%	50%	円	%	
8	810,000	50%	50%	円	%	
合計	7,840,000	50%	50%	円	%	

- (1) 記載事項
- 申請の概要は、事業者、補助申請車両1個ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
  - 貸付補助金申請書の欄には、補助申請車両の取得予定の運行系統に係る道路維持費補助金の申請番号を記載すること。
  - 1年度(最初の)の欄は、リースリース型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間運送用車両の別がわかるように記載すること。
  - 2年度(2年目の)の欄は、前年度(前年度を含む)に立寄数を加えた数を記載すること。なお、立寄は距離を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第63条)。
  - 3年度(3年目の)の欄は、小敷点率1台(若しくは以下同様)まで記載すること。(補助上限:年2.5%)
  - 4年度(4年目の)の欄は、前年度(前年度)の借入金利率は、借入金利率で算出した数とする(補助上限:年2.5%)
  - 5年度(5年目の)の欄は、前年度(前年度)の借入金利率は、借入金利率で算出した数とする(補助上限:年2.5%)
  - 6年度(6年目の)の欄は、前年度(前年度)の借入金利率は、借入金利率で算出した数とする(補助上限:年2.5%)
  - 7年度(7年目の)の欄は、前年度(前年度)の借入金利率は、借入金利率で算出した数とする(補助上限:年2.5%)
  - 8年度(8年目の)の欄は、前年度(前年度)の借入金利率は、借入金利率で算出した数とする(補助上限:年2.5%)
  - 9年度(9年目の)の欄は、前年度(前年度)の借入金利率は、借入金利率で算出した数とする(補助上限:年2.5%)
  - 10年度(10年目の)の欄は、前年度(前年度)の借入金利率は、借入金利率で算出した数とする(補助上限:年2.5%)
  - 11年度(11年目の)の欄は、前年度(前年度)の借入金利率は、借入金利率で算出した数とする(補助上限:年2.5%)
  - 12年度(12年目の)の欄は、前年度(前年度)の借入金利率は、借入金利率で算出した数とする(補助上限:年2.5%)
- ※ 平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10600 改定償還率:0.500)

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 株式会社交通建設株式会社

1. 車両取得の概要

補助プログラム名	申請番号	申請開始日	申請終了日	車両の類別	車両の長さ(m)	購入予定年	購入者の種別
北近畿	第1号(6-1)	2019.01.01	2020.03.31	バスステップ スロープ付	8.9	6	現金
北近畿	第2号(6-2)	2019.01.01	2020.03.31	バスステップ スロープ付	8.9	6	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両価格		改良費	合計	車両購入予定額(円)*消費増税を除く (円)	減価償却率(%)	減価償却期間(月)	減価償却額(円)	特別償却額(円)	普通償却額(円)	普通償却額のうち 少ない方の額 (円)	特別償却額のうち 少ない方の額 (円)	減価償却後の 残存価額(円)	減価償却後の 残存価額(円)	減価償却後の 残存価額(円)	減価償却後の 残存価額(円)	減価償却後の 残存価額(円)
	イ	ロ															
第1号(6-1)	16,188,230	1,804,620	17,992,850	17,992,850	17,992,850	33.33%	72	5,997,617	12,000,000	5,997,617	12,000,000	5,997,617	12,000,000	5,997,617	12,000,000	5,997,617	12,000,000
第2号(6-2)	16,188,230	1,804,620	17,992,850	17,992,850	17,992,850	33.33%	72	5,997,617	12,000,000	5,997,617	12,000,000	5,997,617	12,000,000	5,997,617	12,000,000	5,997,617	12,000,000
計	32,376,460	3,609,240	35,985,700	35,985,700	35,985,700			11,995,234	24,000,000	11,995,234	24,000,000	11,995,234	24,000,000	11,995,234	24,000,000	11,995,234	24,000,000

【車両購入金額費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	全借入額(円)	返済期間(月)	借入利率(%)	返済総額(円)	元金均等返済額(円)	元金均等返済期間(月)	元金均等返済総額(円)	元金均等返済後の残存額(円)	元金均等返済後の残存額(円)
第1号(6-1)	17,992,850	72	1.5%	18,400,000	256,930	72	18,400,000	17,992,850	17,992,850
第2号(6-2)	17,992,850	72	1.5%	18,400,000	256,930	72	18,400,000	17,992,850	17,992,850
計	35,985,700	144	1.5%	36,800,000	513,860	144	36,800,000	35,985,700	35,985,700

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計額(千円)
カ+フ	3,500
合計	3,500

【負担率の負担割合】

申請番号	補助率	事業者負担割合		事業者負担割合		事業者負担割合	
		負担率	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額
第1号(6-1)	50%	50%	9,200,000	50%	9,200,000	50%	9,200,000
第2号(6-2)	50%	50%	9,200,000	50%	9,200,000	50%	9,200,000
合計	50%	50%	18,400,000	50%	18,400,000	50%	18,400,000

2年目以降(令和 6 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持車両運賃補助金申請番号	
			当該年度	前年度
北近畿	第3号(5-1)	伊根線	第1号	5
北近畿	第4号(5-2)	間人循環線	第7号	5
北近畿	第5号(4-1)	福入線	第2号	4
北近畿	第6号(4-2)	海科線	第8号	4
北近畿	第7号(2-1)	間人循環線	第7号	2
北近畿	第8号(2-2)	伊根線	第1号	2

【購入車両減価償却費】  
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた割合を抜き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象額 (円)	残存価額(円) 申請年度(2年目のみ) の算入	普通償却額 (円) 3*(1500000-4) (定率法)3*62=4	特別償却額(円)	償却額(円) 1+9=1	事業承擔額 (円)	不足の少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 9*1+12(8)*7 (定率法)9*7	計画額(千円) 7*1/2=7	*残存価格 (円) 7-7=7
第3号(5-1)	15,000,000	11,500,000	4,500,000		4,500,000	5,517,908	4,500,000	12	4,500,000	2,300.0	6,900,000
第4号(5-2)	15,000,000	11,500,000	4,500,000		4,500,000	6,197,692	4,500,000	12	4,500,000	2,300.0	6,900,000
第5号(4-1)	15,000,000	6,900,000	2,750,000		2,750,000	3,097,423	2,750,000	12	2,750,000	1,380.0	4,140,000
第6号(4-2)	15,000,000	6,900,000	2,750,000		2,750,000	3,097,423	2,750,000	12	2,750,000	1,380.0	4,140,000
第7号(2-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,697,069	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第8号(2-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,697,069	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
計	90,000,000	40,040,000	17,950,000		17,950,000	21,284,284	17,950,000		17,950	8,950	22,080,000

【車両購入金融費用】  
 ○重課税の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) 1の額以内=3	償還期間(月)	今年償還回数		借入利率(%) 年利 I	元と2.5%のつら い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
							7	7×1/2=7
計								千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
777	ケナナ
17,960	8,980

【負担者とその負担割合】

種類 の 番号	製造業者		販売業者		その他の方		事業者自己負担		1千円未満の 円未満
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
3	50%	円	50%	円	%	円	%	円	%
4	50%	円	50%	円	%	円	%	円	%
5	50%	円	50%	円	%	円	%	円	%
6	50%	円	50%	円	%	円	%	円	%
7	50%	円	50%	円	%	円	%	円	%
8	50%	円	50%	円	%	円	%	円	%
合計		円		円		円		円	%

- (1) 記載事項
- 申請の概要は、事業費として、補助申請車両1両ごとに申請番号を付して記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。
  - 「環境維持特別助成金申請番号」の欄には、補助申請車両の型式・年式・車種(軽自動車)の申請番号を記載すること。
  - 「車両の種類」の欄は、ワンセグ型スロープもしくはリフト付車種、ワンセグ型スロープもしくはリフト付車種、小型車種、軽自動車等車種の別がわかるように記載すること。
  - 「車両定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの占有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
  - 「車両の長さ」の欄は、小物点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
  - 「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還額を提出すること。なお、初年度については見積書の提出で足りることとする。
  - 「計画額」の欄は、車両ごとに100円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の繰上り金額は切り捨てること。
  - 「車両購入手当費」については、見積書等によるほか、車両価格・附属品価格・改造費をそれぞれ区分した見積書等を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認すること。
  - 「リース車両」については、リース契約を締結するが、リース期間の見積書・見積書によるほか、リース期間の見積書・見積書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
  - 「普通償還期間(償還額)」の欄は、平成24年4月1日以降に取得された償還期間決定、定額法により償還される事業用については、0.4(定額法の償還率を適用すること。なお、改定償還率を業種別の償還率と異なる場合は、普通償還率を業種別の償還率と異なることとする)とする。
  - 「普通償還期間(償還額)」の欄は、補助対象車両(千円)に償還率を乗じた償還額とした場合、改定償還率を業種別の償還率と異なる場合は、普通償還率(△償還率)とする。
- ※ 平成24年4月1日以降に取得した車両：償還率0.10900 改定償還率0.500



2年目以降(令和 7 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線国庫補助金申請番号	
			第1年度	第2年度
北近畿	第3号(6-1)	伊根線	第1号	5
北近畿	第4号(6-2)	間人間隈線	第7号	5
北近畿	第5号(5-1)	伊根線	第1号	5
北近畿	第6号(5-2)	間人間隈線	第7号	5
北近畿	第7号(4-1)	瑞入線	第2号	4
北近畿	第8号(4-2)	海岸線	第6号	4

【購入車両運賃補助費】  
 ○乗客の運賃補助方法(定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象年度額 (円) 前年度7(2年目のみ)の額× 前年度7(2年目のみ)の額	現存価格(円) 前年度7(2年目のみ)の額× 前年度7(2年目のみ)の額	普通補助年度額 (円) 前年度7(2年目のみ)の額× 前年度7(2年目のみ)の額	特別補助額(円)	特別補助額(円)	償却年度額(円) 前年度7(2年目のみ)の額× 前年度7(2年目のみ)の額	事業年度額 (円)	のうちの少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 前年度7(2年目のみ)の額× 前年度7(2年目のみ)の額	計画額(千円) 前年度7(2年目のみ)の額× 前年度7(2年目のみ)の額	*現存価格 (円) 前年度7(2年目のみ)の額× 前年度7(2年目のみ)の額
第3号(6-1)	15,000,000	11,500,000	4,500,000			4,500,000	5,317,808	4,500,000	12	4,500,000	2,300.0	6,900,000
第4号(6-2)	15,000,000	11,500,000	4,500,000			4,500,000	5,317,808	4,500,000	12	4,500,000	2,300.0	6,900,000
第5号(5-1)	15,000,000	6,900,000	2,760,000			2,760,000	3,310,684	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第6号(5-2)	15,000,000	6,900,000	2,760,000			2,760,000	3,310,684	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第7号(4-1)	15,000,000	4,140,000	1,656,000			1,656,000	1,858,457	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
第8号(4-2)	15,000,000	4,140,000	1,656,000			1,656,000	1,858,457	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
計	90,000,000	45,080,000	18,032,000			18,032,000	21,781,774	18,032,000		18,032	9,016	27,046,000

【車両購入金総費用】  
 ○ 請求書の送付方法(宗科特許等の送付等)

--

申請番号	全額費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%)(年利)	元金2.5%のうち低 い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(目)	(定)				
計								

【償還率その他の償還割合】

償還率 の 種 別	償還率		償還率		償還率		償還率	
	負割割合	負割割合	負割割合	負割割合	負割割合	負割割合	負割割合	負割割合
3	2,300,000	円	33	%	円	%	円	%
4	2,300,000	円	33	%	円	%	円	%
5	1,300,000	円	33	%	円	%	円	%
6	1,300,000	円	33	%	円	%	円	%
7	310,000	円	33	%	円	%	円	%
8	310,000	円	33	%	円	%	円	%
合計	3,910,000	円	33	%	円	%	円	%

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+7
18,032	9,016

- (1) 記載事項
- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号を入れて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。
  - 2.【全額費用補助申請番号】の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る種別番号を記載すること。
  - 3.【償還率】の欄には、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
  - 4.【償還率】の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの占有面積0.14平方メートルで除いた値とする(運送連絡車両の保安基準第24条、第53条)。
  - 5.【車両の長さ】の欄には、小軌条第1号(第2号以下切捨て)まで記載すること。
  - 6.【車両購入金総費用】の「補助対象経費」の借入利率は、借入利率で算出した額を社上すること。(補助上限:年2.5%)
  - 7.【車両購入金総費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
  - 8.【償還率】の欄は、車両ごとに100率位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の平均償還率の欄は切り捨てること。
  9. 車体購入予定額については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改修費等それぞれ区分した見積書を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
  10. リース車両については、当該見積書額を適用するが、リース料額の見積書・契約書・見積書によるほか、車両価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
  11. 【普通償還率】の欄は、平成24年4月1日以前に取得された車両(償還率)については、0.4(定率法)の償還率を適用すること。
  12. 【普通償還率】の欄は、補助対象車両(償還率)に保証金を乗じた償還率(与額)に改定償還率を乗じた償還率(与額)とする。なお、改定償還率を乗じた償還率(与額)は計算式に「(与額)×改定償還率」で算出する。なお、改定償還率を乗じた償還率(与額)は計算式に「(与額)×改定償還率」で算出する。
- ※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率:0.500 改定償還率:0.500

新 報 者 名 奈良交通株式会社

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和3年度)

系統番号	運行系統名	種別	乗客		乗車																	
			乗客	乗車										乗車								
第1号	和歌山線	普通線	乗車																			
合計																						

【記載事項】 1. この算定は、種別別乗車密度(乗車密度)を算定するに当たって、種別別乗車密度の算定に当たって、運行系統ごとに算定すること(種別別乗車密度のみ記載すること)。

2. 乗車率は、当該交通機関(種別別乗車密度)の乗車率と同一のものとする。
3. 乗車率及び乗客率は乗客数を分子とし、乗客数及び乗車率を分母として算定し、百分率で表示すること。
4. 運行系統は、種別別乗車密度(乗客数)を算定するに当たって、乗客数及び乗車率を算定すること。
5. 1人平均乗車率は、運行系統ごとに算定すること。
6. 乗車率は、乗客数1人1人平均乗車率に算定すること。
7. 乗車率は、乗客数1人1人平均乗車率に算定すること。
8. 乗車率は、乗客数1人1人平均乗車率に算定すること。
9. 1人平均乗車率は、乗客数1人1人平均乗車率に算定すること。
10. 乗車率は、乗客数1人1人平均乗車率に算定すること。

11. 平均乗車密度(乗客数)を算定するに当たって、乗客数1人1人平均乗車率に算定すること。

12. 乗客率は、乗客数1人1人平均乗車率に算定すること。

13. 乗客率は、乗客数1人1人平均乗車率に算定すること。

14. 乗客率は、乗客数1人1人平均乗車率に算定すること。





事業者名		京阪京都交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部長	栗山 準一	印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部長	栗山 準一	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度)

輸送実績を一列に基く統計上

申請 番号	運行 系統名	起 点	主 な 経由地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送賃取 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	1系統当たり 経常費用 (円)	平 均 乗 車 密 度 算 定			備考											
															運算式前 分子(乗車キロ×日数) の平均乗車日数	運算式前 分母(乗車日数×日数) の平均乗車日数	平均乗 車密度 (B) (C)×(F) (G)												
1	八田線1	JR常陸岡駅	興泰・大谷	JR常陸岡駅	28.0	9.2	79.747	574,178.4	26,088,232	189,914.2	1,256,570	2,477,015	31,821,877	76,891,834	48.64 × 365 = 17,752,640	3.0	27.6	無	12月28日・1月4日 運行回数減(各5回)										
2	神吉線1	JR八木駅	西所	神吉口	12.3	4.5	4,220	24,476.0	1,292,502	40,423.5	267,604	527,527	2,097,833	16,375,155	(53,211 × 365) + 548 = 19,332,008	0.6	2.7	有											
3	原・神吉線1	JR八木駅	神吉上	原	17.8	3.0	11,224	104,383.2	4,056,690	38,962.2	258,082	508,718	4,823,470	15,791,298	(38,900 × 365) + 548 = 14,186,108	2.5	7.8	有											
合計														703,037.6	289,219.9	1,782,238	3,513,320	38,733,280											

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに乗車実績に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の突車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃÷停留所相互間総キロにより算出すること(料金端切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、突車走行キロ、運送賃取及び営業外収益の合計額については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

事業者名		京阪京都交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理課	企業副課	(責任者(姓・名)) 栗山 準一 印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理課	企業副課	(責任者(姓・名)) 栗山 準一 印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度) ※R3国庫補正予算算入分

輸送実績を一列に基づき計上

申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	統年 間			輸 送			運 送 実 績			常 務 収 入			平 均 乗 車 密 度 算 定			備考										
					キロ程 (km)	運行 回数 (回)	送行人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送賃収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	1系統当たり 經常費用 (円)	運賃改定前 の平均乗車 キロ×日数 の平均乗車 キロ×日数 の平均乗車 キロ×日数	平均 賃率 (F) (円)	平均乗 車密度 (G) (円)	輸送量 (A)×(G)		市町村に よる回数 券購入等 の有無									
1	八田線1	JR西国府岡口	岡家・大谷	JR国府岡口	28.0	9.2	79,747	8.6	701,773.6	33,964,232	189,814.2	1,258,570	2,477,075	37,697,877	76,991,934	48.64 × 365	3.6	33.1	無	特別補助算入額 額:5,876,000円										
2	神吉線1	JR八木駅	西所	神吉口	12.3	4.5	4,220	11.0	46,420.0	2,467,802	40,423.5	267,604	527,527	3,262,933	16,375,155	(53.21 × 365) + (52.70 × 183)	1.1	4.9	有	特別補助算入額 額:1,175,000円										
3	原・神吉線1	JR八木駅	神吉上	原	17.8	3.0	11,224	9.3	104,363.2	4,056,690	38,882.2	258,062	508,718	4,823,470	(38.90 × 365) + (38.70 × 183)	2.6	7.8	有												
合計													59.1	95.191	89,219.9	40,486,724	1,782,235	3,513,320	45,784,280											

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実感調査に基づいて記載すること。
- 輸送収入は、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 乗車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 平均賃率は、停留所相互間総乗車距離÷停留所相互間総キロにより算出され、かつ乗車キロは適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と計算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送収入、乗車走行キロ、運送賃収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

事業者名		京阪京都交通株式会社	
運行担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者(姓・名)) 管理部長	栗山 肇一 印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者(姓・名)) 管理部長	栗山 肇一 印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定数(令和5年度)

特種補助金算入なし

輸送実績を一列に基づき計上

運行 申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (円)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送経費 (円)	営業外収益 (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	平均乗車密度算定			備考														
															総運用日数	平均 賃率 (円)	平均乗 車密度 (B) (C)×(F) (G)		輸送量 (A)×(G)													
1	八田線1	JR亀岡駅南口	泉祭・大谷	JR園田駅西口	28.0	9.3	79,747	582,153.1	28,133,165	190,120.0	1,256,933	2,479,619	31,671,717	77,015,710	48.64	3.0	27.9	無														
2	神喜線1	JR八木駅	西所	神喜口	12.3	4.5	4,220	24,054.0	1,263,886	40,332.5	266,999	526,208	2,057,093	16,338,292	52.95	0.5	2.2	有														
3	原・神喜線1	JR八木駅	神喜上	原	17.8	3.0	11,224	194,668.0	5,216,036	39,055.0	258,457	939,656	5,984,151	15,820,789	38.80	3.4	10.2	有														
合計														48.64 × 365	48.64																	
合計														(53.21 × 365) + 730	52.95																	
合計														(38.90 × 365) + 730	38.80																	

【記載要領】

- この表類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在の状態に於いて、運行系統ごと(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに乗客調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 乗車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の乗車走行キロに当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出すること(従来源切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合は当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は運用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人キロ、運送収入、乗車走行キロ、運送経費及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 各市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

事業者名		京阪京都交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者の氏名) 管理部長	栗山 準一 印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者の氏名) 管理部長	栗山 準一 印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度)

運行 申請 番号	系統		年間		輸送実績		経費		収益		平均乗車密度		備考						
	起点	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送経費 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)		1系統当たり 経常費用 (円)	総適用日数 (F) (日)	平均乗 車密度 (B) (C)×(F) (G) (人)	平均乗 車率 (F) (円)	輸送量 (A)×(G)	市町村に よる回数 券購入等 の有無
1	JR亀岡駅南口	JR西園駅西口	28.0	9.3	79,747	7.3	582,153.1	28,133,165	190,120.0	1,258,933	2,479,619	31,871,717	77,015,710	48.64	3.0	48.64	27.9	無	
2	JR八木駅	西所	12.3	4.5	4,220	16.2	68,364.0	3,812,886	40,332.5	268,989	326,208	4,407,093	16,338,292	(53.21×365) + 730	1.6	52.95	7.2	有	
3	JR八木駅	神吉上 原	17.8	3.0	11,224	12.0	134,688.0	5,216,036	39,055.0	258,457	509,658	5,984,151	15,820,789	(38.80×365) + 730	3.4	38.80	10.2	有	
合計			58.1	95.1	95,191	785,205.1	36,963,087	269,507.5	1,784,389	3,515,485	42,282,951								国・府補助金入額 各 1,175,000円

- 【記載要領】
- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
  - 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
  - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
  - 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
  - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
  - 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
  - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
  - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
  - 平均乗車率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出すること(往未乗切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
  - 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と計算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
  - 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
  - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送収入、乗車走行キロ、運送経費及び営業外収益の合計額については必ず記載すること。
  - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。



事業者名		西日本ジェイアールバス株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 計画部	(責任者役職・氏名) 部長 朝倉 恵介	印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 経営企画課	(責任者役職・氏名) 課長 丸岡 純生	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度) ※R3国庫補正予算入分

算定日 令和3年7月11・12日(基準・算定日)  
令和3年7月7日(算定日)

申請 番号	運行系統				年間輸送実績				経常収益		平均乗車密度算定			備考						
	運行 系統名	起点	主な 経田地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	輸送 人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人員 (人)	運送収入 (円)	営業外 収益 (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当り 経常費用 (円)		運送改定後 の平均乗車 キロ程 (km)	適用 日数 (日)	平均 乗車 密度 (人)	平均 乗車 密度 (人)	精送 量 (A)×(C) (G)	
1	國攝線	松山	島根 津和野	國部	17.0	13.0	75,350	8.8	663,016.0	29,014,074	162,719.0	17,788,619	1,083,132	47,805,825	53.61	730	53.61	3.3	42.9	有
2	國攝線	福知山	市ノ谷	松山	34.8	7.0	48,826	8.7	423,046.2	22,503,947	177,828.0	8,914,655	542,804	31,981,406	44.30	365	44.30	2.8	19.6	有
3	高津・京池線	京野	立命	周山	33.2	12.9	284,462	9.2	2,594,284.7	75,728,724	310,241.1	48,633,533	4,571,409	128,933,656	180,175,621	925	42.11	5.7	73.5	有
合計							408,438	3,620,346.9	127,248,745	630,788.1	76,336,807	6,197,345	208,780,897	377,951,686						

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要領第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度の実績に基づき、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通環境維持改善計画の系付書類として提出している場合は、基準期間の前々年度及び基準期間の前年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)
- 地域公共交通維持推進事業計画の認定を受け、特別措置の適用を受ける場合は、特別措置の適用を受けようとする補助対象期間(補助対象期間)並びに基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度に於ける様式第1-5の添付を省略すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通環境維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は、停留所をそれぞれ記載し、主な経路は他の運行系統と区別できる停留所をもつて記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に於ける1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1往復で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに乗車回数により算出すること。
- 輸送人員キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入により算出すること。
- 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出すること。
- 平均乗車密度は、(B)×(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。(注:乗車密度は、乗車回数に換算した乗車人員、乗車キロ、運送収入、乗車乗車キロ、運送収入及び営業外収益の合計額)については必ず記載すること。
- 平均乗車密度は、(B)×(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、スリ及び積荷等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人員キロ、運送収入、乗車乗車キロ、運送収入及び営業外収益の合計額については必ず記載すること。
- 本書類による回数換算等の有無は、運送収入に換算されるもの有無について記載すること。
- (注)上記記載事項中、以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1、但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度を指して読み替えるものとし、2、但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度を指して読み替えるものとする。



事業番号		西日本ジェイアールバス株式会社	
運行計画担当部門		(担当部署) 計画部	(責任者) 朝倉 恵介
補助金担当部門		(担当部署) 経営企画課	(責任者) 丸岡 福生

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度計画②) ※補助金算入(要件緩和)

申請番号	運行系統				年間輸送実績				経常収益				平均乗車密度算定				備考																					
	運行系統名	起点 経由地	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行回数 (回)	乗車人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	計画 輸送人員 (人)	計画 乗車キロ (km)	計画 輸送収入 (円)	計画 乗車キロ (km)	計画 乗車人員 (人)	1系統当り 経常費用 (円)		経常費用 (円)	営業外 収入 (円)	計 (B)+(D)+(E)	営業外 収入 (円)	計 (B)+(D)+(E)	経常費用 (円)	営業外 収入 (円)	計 (B)+(D)+(E)	平均乗車 密度 (B) (C)×(F) (G)												
1	圏域線	松山	島前 運動公園	西条	17.0	8.0	46,157	8.9	653,016.0	16,633,287	160,156.0	10,948,343	666,670	28,249,000	58,156,598	53.61	53.61	730	(53.64 × 365) × (53.59 × 365)		730		730		3.0	3.0	24.0	有	有									
2	圏域線	柳井山	形ノ谷	松山	34.8	5.0	34,732	8.7	423,046.2	18,634,477	127,020.0	6,357,576	397,714	25,389,767	73,768,135	44.30	44.30	365	44.30 × 365		365		365		3.3	3.3	16.5	有	有									
3	高松・高松線	京都	三島	岡山	33.2	12.9	296,050	9.2	2,534,284.7	76,017,668	311,426.2	48,819,095	4,598,851	129,425,614	180,863,879	40.42	40.42	1935	(41.20 × 265) × (40.78 × 250) × (33.81 × 265)		1935		1935		6.0	6.0	77.4	有	有									
合計							365,849	3,620,248.9	111,285,532	538,802.2	66,135,614	5,643,235	183,064,331	312,798,812																								

【記載要項】  
 1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前年及び基準期間の前々年度に於ける状態を記載し、運行系統ごとに作成すること。  
 (補助対象系統のみ記載すること)。  
 (但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる)。  
 なお、様式1-8に基づき申請については当該年度の業績について、補助対象期間の前年度に於ける状態を記載し、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。  
 2. 地域線推進事業計画の認定を受け、特別措置の適用を受ける場合は、特別措置の適用を受けようとする補助対象期間(補助金要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)及び基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前年及び基準期間の前年と、過去に補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画等の添付書類として当該年度分を既に提出している場合は、様式第1-5の添付を省略することである。  
 3. 申請番号は、生活交通ネットワーク計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。  
 4. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。  
 5. 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)における1日の平均を小数点第4位(第5位は以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とする。また、乗継回数については記載すること。  
 6. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに乗客数に基づいて記載すること。  
 7. 輸送人員キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。  
 8. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上乗客調査を実施し、その結果により算出すること。また、乗客調査日についても記載すること。  
 9. 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。  
 10. 平均乗車密度は、停留所相互間距離×停留所相互間距離×キロにより算出すること(算出値は以下切り捨て)まで算出すること。  
 11. 平均乗車密度(回/人×分)と運算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。  
 12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストン及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合は、運送収入又は運送人員が記載された期間等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。又は期間及びその内容を記載すること。  
 13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人員キロ、運送収入、実車走行キロ、運送収入及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。  
 14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。  
 (注)上記、記載要綱第3.1以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前年及び基準期間の前々年度に該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前年及び基準期間の前々年度と読み替えるものとする。



事業者名		京都市交通株式会社
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	営業所所長 河本 行彦
補助金担当部門	(担当部門の名称)	営業部 営業部長 橋井 尚朋

### 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度)

※R3国庫補正予算算入分

実態調査日

高活線 = 平日6/23、土曜6/5、日曜6/6

大江線 = 平日6/1、土曜6/5、日曜6/6

堀江山線 = 平日6/8、10、17、22、24、9/14、土曜6/12、日曜6/13

夜久野線 = 平日6/17、土曜6/5、日曜6/6

申請 番号	運行 系統名	起点	主な 通過地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	運行 人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人員キロ (人キロ)	輸送 収入 (B) (円)	実 走行 キロ(C) (km)	運送 収入 (D) (円)	営業外 収入 (E) (円)	計 収入 (B)+(D)+(E) (円)	1系統当り 総費用 (円)	総費用 (円)	平均乗車密度算定			備考		
																	平均乗車 密度 (B) (円)	平均 賃率 (F) (円)	乗車 密度 (C)×(F) (円)		乗車 密度 (A)×(G) (円)	用野村に よる回数 係数等 の有無
高活線1 第1号	東海線	東海線駅前	松尾駅前	松尾駅前	15.7	4.6	34,146	6.41	218,875.6	8,914,985	56,913.6	35,286	1,714,237	10,664,508	17,766,149	365	44.81×(1-10/110)×365	40.73	3.8	17.4	有	
北近畿 第2号	西舞鶴線	西舞鶴駅前	地頭	大江駅前	23.6	4.3	29,814	7.93	236,435.0	10,689,934	74,717.6	46,324	2,550,494	13,186,752	23,323,846	365	50.67×(1-10/110)×365	46.06	3.1	13.3	有	
北近畿 第3号	市井線	市井駅前	石原	松崎駅前	15.2	7.9	59,626	5.99	357,159.7	14,197,221	68,828.8	55,073	2,675,523	16,927,817	27,728,798	365	43.73×(1-10/110)×365	39.75	4.0	31.6	有	
北近畿 第4号	堀江山線	堀江山駅前	牧	下夜久野駅前	17.2	3.8	22,312	6.72	149,936.6	5,603,966	48,142.8	29,848	1,450,061	7,083,275	15,028,246	365	41.11×(1-10/110)×365	37.37	3.1	11.7	有	
合計							145,898		962,397.1	39,605,506	268,602.8	166,531	9,090,315	47,862,352	83,847,049							

#### 【記載要領】

- この表額は、補助対象期間(補助金交付要領第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に就いて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。  
(但、前年度の補助対象期間に係る在途交通確保維持改修計画の添付書類として提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)  
なお、様式1-8に基づき申請については当該年度の実績に基づいて、補助対象期間の末日現在における状態に就いて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
  - 申請番号は、生活交通確保維持改修計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
  - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
  - 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とする。
  - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
  - 乗車収入は、乗車人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
  - 輸送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
  - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 1系統当たり総費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり総費用に当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
  - 平均賃率は、停留所相互間総運賃÷停留所相互間総キロにより算出すること(総乗客乗車キロ)。
  - 積留等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
  - 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と計算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
  - 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積留等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
  - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送収入、乗車走行キロ、運送収入及び営業外収入の合計欄については必ず記載すること。
  - 市町村による回数係数等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。
- (注)上記記載要領3. 以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1. 但し書きに該当しない場合は、基準期間の前々年度、基準期間の前年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

事業者名	京都交通株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 営業部	(責任者(氏名)) 営業所所長	河本行彦
補助金担当部門	(担当部門の名称) 営業部	(責任者(氏名)) 営業部長	福井尚朋

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度計画)

申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経路地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人員 (人)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (円)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当り 経常費用 (円)	平均乗車 密度 (B) (C)×(F) (G)	輸送量 (A)×(G)	市町村によ る回数券持 入等の有 無	備考
北近畿 第1号 (北近畿第1号)	高浜線1	箕輪駅前	松尾寺駅前	高浜駅前	16.7	4.6	29,322	6.41	187,954.0	7,655,385	56,947.0	35,307	1,715,243	9,405,935	17,776,575	40.73	15.1	有	
北近畿 第2号	大江線1	西舞鶴駅前	地頭	大江駅前	23.6	4.3	25,258	7.93	203,305.2	9,594,639	74,812.0	46,383	2,255,337	11,694,359	23,353,313	46.06	11.6	有	
北近畿 第3号	福知山線1	市民病院	石原	松部駅前	13.2	8.0	57,511	5.99	344,490.9	13,693,680	88,920.0	55,130	2,678,270	16,427,060	27,757,267	39.75	30.4	有	
北近畿 第4号	被入野線1	福知山駅	教	下被入野駅前	17.2	3.8	19,747	6.72	132,699.8	4,959,035	48,160.0	29,859	1,450,579	6,439,473	15,033,625	37.37	10.2	有	
合計							132,848		873,450.0	35,902,739	268,839.0	168,679	8,097,439	44,166,847	83,920,780				

【記載要領】  
1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごと(補助対象系統のみ記載すること)。  
2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。  
3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経路地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること(総未測切捨て)。  
4. 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。  
5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに英総調査に基づいて記載すること。  
6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。  
7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上英総調査を実施し、その結果により算出すること。また、英総調査日についても記載すること。  
8. 乗車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで算出して記載すること。  
9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の乗車走行キロに当該運行系統の補助対象期間の平均乗車密度を乗じて算出すること(総未測切捨て)まで算出すること。  
10. 平均貨率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出されなかった日は適用日数から除くものとする。  
11. 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで算出すること。  
12. 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合は、変更年月日又は期間について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。  
13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、乗車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。  
14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

事業者名		京都交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	営業部	(責任者役職・氏名) 営業所所長 河本 行彦
補助金担当部門	(担当部門の名称)	営業部	(責任者役職・氏名) 営業部課長 福井 尚朋

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度計画②)

※補助金算入(要件緩和)

申請 番号	運行 系統名	起点	主な 通過地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (円)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	1系統当り 経常費用 (円)	平均乗車密度			備考		
															総適用日数	平均 乗車密度 (B) (C)×(F) (G)	平均 賃率 (F) (H)		輸送量 (A)×(G)	
北近畿 第1号 (北近第1号)	高浜線1	東海線駅前	松尾寺駅前	高浜駅前	16.7	4.6	29,322	6.41	187,954.0	7,655,385	35,307	1,715,243	9,405,935	17,776,575	44.81 × (1-10/110) × 365 365	40.73	3.3	15.1	○無	
北近畿 第2号	大江線1	西舞鶴駅前	地願	大江駅前	23.6	4.3	33,424	7.93	265,052.3	12,208,639	46,383	2,253,337	14,508,359	23,353,313	50.67 × (1-10/110) × 365 365	46.06	3.5	15.0	○無	
北近畿 第3号	福知山線1	市民病院	石塚	線5駅前	15.2	8.0	57,511	5.89	344,490.9	13,693,680	55,130	2,678,270	16,427,080	27,757,267	43.73 × (1-10/110) × 365 365	39.75	3.8	30.4	○無	
北近畿 第4号	花久野線1	福知山駅	救	下東久草駅前	17.2	3.8	24,891	6.72	167,267.5	6,251,035	29,859	1,450,579	7,731,473	15,033,625	41.11 × (1-10/110) × 365 365	37.37	3.4	12.9	○無	
合計							145,148	964,764.8	39,808,739	268,839.0	166,679	8,097,429	48,072,847	83,920,780						

【記載要領】

- この番号は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実績調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実績調査を実施し、その結果により算出すること。また、実績調査日についても記載すること。
- 乗車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 営業外収益は、補助対象事業者の乗車走行キロ当たり経常費用に当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
- 1系統当り経常費用は、補助対象期間中の乗車走行キロにより計算し、その値に、積算等の理由によりバスが運行されなかった期間がなかった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総乗車キロにより計算し、その値に、積算等の理由によりバスが運行されなかった期間がなかった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積算等の理由によりバスが運行されなかった期間がなかった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、乗車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

様式第1-5 (日本工業規格A列4番)

株式会社 丹後海陸交通株式会社	
代表取締役社長 (氏名)	林 忠広
取締役経営企画部長 (氏名)	林 忠広
取締役経営企画部長 (氏名)	林 忠広
取締役経営企画部長 (氏名)	林 忠広

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和3年度)

【冬季】 令和2年12月9日・10日・14日 令和2年12月16日・13日 実施  
 【夏季】 令和3年5月18日・22日・24日・25日 令和3年6月20日・7月4日 実施

申請番号	運行系統		平均輸送実績					經常収益				平均乗車密度算定			備考	
	起點	主な経由地	駅数	キロ程 (km)	1人平均乗車キロ (km)	輸送人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	営業収入 (C) (円)	営業費用 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E) (円)	1系統当り営業費用 (F) (円)	乗車密度 (C) × (F) (乗)	輸送量 (A) × (G) (乗)		
1	伊勢線	上野原 全長型	伊勢	37.2	5.9	53,692	402,690.0	6,056,388	162,594.6	196,365	8,602,705	61,477,450	19.96 × 365 365	2.4	14.1	有(多)
2	東海線	上野原	伊勢	48.4	4.5	72,082	720,820.0	11,629,422	163,624.6	393,622	12,179,201	51,800,611	16.57 × 365 + 15.56 × 365	4.4	19.8	有(多)
3	伊勢線	上野原	伊勢	55.4	4.0	37,091	516,677.6	7,427,611	159,474.4	194,558	7,563,444	50,489,595	14.35 × 365 + 14.38 × 365 730	3.2	12.8	有(多)
4	伊勢線	上野原	伊勢	22.5	6.0	53,671	273,722.1	7,776,450	113,370.2	136,311	8,157,473	35,832,005	28.39 × 365 + 28.50 × 365 730	2.4	16.5	有(多)
5	伊勢線	上野原	伊勢	16.5	6.3	43,783	188,266.9	5,924,324	75,170.4	91,707	6,176,995	23,796,948	31.37 × 365 + 31.78 × 365 730	2.4	15.1	有(多)
6	伊勢線	上野原	伊勢	39.2	6.4	64,697	656,379.1	8,930,698	185,944.1	226,891	9,555,469	58,669,902	13.50 × 365 + 13.38 × 365 730	3.5	22.4	有(多)
7	伊勢線	上野原	伊勢	39.8	6.6	88,470	840,465.0	11,470,615	195,826.0	236,906	12,128,566	61,998,195	13.85 × 365 + 13.45 × 365 730	4.2	27.7	有(多)
8	伊勢線	上野原	伊勢	26.0	5.3	56,959	393,017.2	7,191,861	101,092.0	123,333	7,531,533	32,006,043	18.31 × 365 365	3.8	20.1	有(多)
9	伊勢線	上野原	伊勢	38.9	4.6	42,090	452,990.0	6,365,800	131,984.1	161,020	6,809,465	41,786,166	13.78 × 365 365	3.5	16.1	有(多)
合計				323.9		913,495	4,465,027.6	74,773,269	1,288,080.6	1,572,673	79,104,571	468,122,915				

【記載要領】

- この表類は、補助対象期間 (補助金交付要綱第5条で定める期間) の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に於いて、運行系統ごとに作成すること (補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起點及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載すること (終末端切捨て)。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位 (第2位以下切り捨て) まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実績調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実績調査を実施し、その結果により算出すること。また、実績調査日についても記載すること。
- 営業収入は、小点数第1位 (第2位以下切り捨て) まで算出して記載すること。
- 営業費用は、補助対象事業者の実績走行キロ当たり經常費用に当該系統の実績走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車率は、停留所相互間距離 × 停留所相互間距離 × 停留所相互間距離 × 停留所相互間距離により算出すること (終末端切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗車率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は運用日数から除くものとする。

11 平均乗車率 (乗) = (乗車人数) ÷ (乗車人数) × 100 (乗) 乗車人数は、乗車人数を1人として算出すること。

様式第1-5 (日本工業規格A列4番)

事業者名	丹後海陸交通株式会社	
運行計画担当部門	経営企画部	取締役経営企画部長 林 忠広
補助金担当部門	経営企画部	取締役経営企画部長 林 忠広

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和3年度)

【令和】 令和3年12月9日・10日・14日 実施  
 令和3年6月15日・22日・24日・25日 実施  
 令和3年6月20日・7月4日 実施

申請番号	運行系統		年際輸送実績				運送実績				平均乗車密度算定			備考
	運行系統名	区間	輸送人員 (人)	1人平均乗車キロ (km)	輸送収入 (円)	乗車走行キロ (km)	運送収入 (円)	運送収入 (円)	運送収入 (円)	運送収入 (円)	運送収入 (円)	運送収入 (円)	運送収入 (円)	
1	物部線	上宮津 公原線	53,692	7.5	402,690.0	162,594.6	198,365	347,952	8,602,705	51,477,490	19,96	2.4	14.1	有(○)
2	線入線	上宮津 線入	72,982	10.0	730,820.0	163,624.8	199,622	350,157	12,179,201	51,693,611	16.06	4.4	19.8	有(○)
3	線中線	上宮津 線中	37,991	13.6	516,677.6	7,427,611	194,558	341,275	7,961,444	50,489,595	14.35	3.2	12.8	有(○)
4	身振線	天橋立 下ノ下	53,671	7.6	407,699.6	111,670.50	139,311	242,612	12,091,673	35,893,085	28.44	3.6	24.8	有(○)
5	身山線	野田線 月山線	43,783	6.9	262,698.0	8,321,534	91,707	160,864	8,574,095	23,798,948	31.57	3.5	72.0	有(○)
6	身山線	月山線	64,697	15.1	976,924.7	13,160,638	276,851	397,920	13,765,469	58,669,602	13.44	5.2	32.2	有(○)
7	身山線	月山線	88,470	10.4	920,038.0	12,550,615	238,606	419,065	13,206,586	61,998,195	13.65	4.6	30.3	有(○)
8	身山線	月山線	56,859	6.9	394,017.1	7,191,291	123,333	216,319	7,511,513	32,006,043	18.31	3.8	20.1	有(○)
9	丹後線	月山線	42,090	15.8	665,022.0	9,170,690	161,070	282,445	9,614,065	41,786,165	13.76	5.0	23.0	有(○)
合計			513,435		5,265,637.0	89,179,463	1,572,673	2,758,679	83,510,771	408,122,915				

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、生活交通政策経費改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経路は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに算定に基づいて記載すること。
- 輸送人員は、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上乗車調査を実施し、その結果により算出すること。また、乗車調査日についても記載すること。
- 乗車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の乗車走行キロ当たり経常費用に当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車密度は、(B)÷(C)÷(F)と計算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
- この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった場合又は運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗車密度は、表中の計算式により算出すること。なお、備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

事業者名 丹後海陸交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 経営企画部
補助金担当部門	(担当部門の名称) 経営企画部
(責任者役職・氏名) 取締役経営企画部長 林 忠広	
(責任者役職・氏名) 取締役経営企画部長 林 忠広	

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度)

【冬季】 実績  
【夏季】 実績

申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経路	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	年 間 輸 送 実 績			経 常 収 益 計 (B)+(D)+(E) (円)	經常費用 1系統当り 総費用 (円)	平均乗車密度算定			輸送量 (A)×(G)	市町村に よる回数 乗入等 の有無	備考	
							輸送 人員 (人)	輸送 収入 (B) (円)	乗車走行 キロ(C) (km)			運送 雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)	平均 乗車 回数 (F) (円)				平均 乗車 密度 (B) (円)
1	伊根線	上宮津 公民館	伊根 新渡高前	伊根 新渡高前	37.2	6.4	輸送 人員 (人)	輸送 収入 (B) (円)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送 雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)	經常費用 1系統当り 総費用 (円)	平均 乗車 回数 (F) (円)	平均 乗車 密度 (B) (円)	平均 乗車 密度 (C)×(F) (G)	輸送量 (A)×(G)	市町村に よる回数 乗入等 の有無	備考
							434,905.2	8,737,283	176,365.2	215,517	376,921	55,837,222	19.96	2.4	15.3	有	○	
2	蒲入線2	上宮津	5.割の取除 運送収入等	蒲入	48.4	7.0	16.6	1,196,551.2	262,216.0	320,074	560,130	63,017,585	15.50	4.5	31.5	有	○	
							268,355.0	7,760,115	113,137.8	138,385	241,766	35,819,427	28.44	2.4	16.5	有	○	
3	与野線2	天橋立 ケーブル下	与野 与野駅前	与野	22.5	6.9	5.0	43,763	5,924,123	91,416	161,214	23,796,948	31.57	2.4	15.1	有	○	
							64,697	8,896,293	185,283.2	225,586	398,935	58,554,329	13.44	3.5	22.4	有	○	
4	峰山線3	野田川 丹海前	野田川 丹海前	峰山駅	16.5	6.3	4.2	88,470	11,428,762	195,115.0	416,888	61,774,075	18.65	4.2	27.7	有	○	
							56,959	7,191,405	101,085.0	123,509	216,141	32,004,460	18.31	3.6	20.1	有	○	
5	海浜線2	メイン前	久美浜駅前	経ヶ岬	39.2	5.4	10.2	659,909.4	6,386,602	132,415.8	161,219	41,922,778	13.76	3.5	16.1	有	○	
							475,444	4,425,548.6	74,961,105	1,240,775.2	1,513,785	392,829,424						
6	久美浜線	峰山	久美浜駅前	久美浜駅	26.0	5.3	6.6	88,470	11,428,762	195,115.0	416,888	61,774,075	18.65	4.2	27.7	有	○	
							56,959	7,191,405	101,085.0	123,509	216,141	32,004,460	18.31	3.6	20.1	有	○	
7	久美浜線	メイン前	久美浜駅前	久美浜駅	26.0	5.3	6.6	88,470	11,428,762	195,115.0	416,888	61,774,075	18.65	4.2	27.7	有	○	
							56,959	7,191,405	101,085.0	123,509	216,141	32,004,460	18.31	3.6	20.1	有	○	
8	丹後本山線	メイン前	久美浜駅前	久美浜駅	38.9	4.6	11.0	42,050	6,386,602	132,415.8	161,219	41,922,778	13.76	3.5	16.1	有	○	
							475,444	4,425,548.6	74,961,105	1,240,775.2	1,513,785	392,829,424						
合計							475,444	4,425,548.6	74,961,105	1,240,775.2	1,513,785	392,829,424						

【記載要項】

- この種類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に於いて、運行系統ごと(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経路は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実績調査に基づいて記載すること。
- 輸送人員は、運行系統ごとに実績調査を実施し、その結果により算出すること。また、実績調査日についても記載すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則して年1回以上実績調査を実施し、その結果により算出すること。
- 乗車走行キロは、小教点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり經常費用は、補助対象期間の乗車走行キロに当該系統の經常費用に当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車密度は、停留所相互間距離(乗車走行キロ)を乗じたものとする。
- 平均乗車密度は(B)×(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、スタートレキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日(乗入回数)から算出すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送収入、乗車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計額については必ず記載すること。
- 市町村による回数乗入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。